

序章



序章

1 改定の目的

本市では、川崎市基本構想（平成4（1992）年策定）とそれに基づき策定された基本計画「川崎新時代2010プラン」（平成5（1993）年策定）に則して、平成7（1995）年に川崎市緑の基本計画「かわさき緑の30プラン」を策定しました。その後、高度成長から低成長経済への移行や少子高齢化の急速な進行などの大きく変化する社会状況等に的確に対応するため、平成17（2005）年に新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」を策定しました。そして、川崎市緑の基本計画についても平成20（2008）年に改定を行い、多様な主体との連携により、緑の保全、緑化の推進、公園緑地の整備など、施策の推進を図ってきました。

近年では、少子高齢化の更なる進展や都市インフラの老朽化、災害対策や環境問題に対する意識の高まり、そして町内会・自治会の担い手の高齢化の顕在化といった社会情勢の変化が起こっており、川崎のポテンシャルを最大限に活用し、新たな飛躍に向けたチャンスを的確に捉えるため、平成28（2016）年3月に川崎市総合計画を策定しました。総合計画では、『成長』と『成熟』の調和による持続可能な最幸のまちかわさきをめざす都市像とし、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」をまちづくりの基本目標としています。加えて、緑の基本計画と密接な関係を持つ川崎市都市計画マスタープランを平成29（2017）年3月に改定しました。

緑の基本計画の策定に際しては、都市緑地法第4条第3項において、議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想に則し、都市計画法第18条の2第1項の市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）に適合することとされています。

また、平成28（2016）年5月には、国土交通省が『『新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会』最終とりまとめ』を公表しています。その中で、「社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備等の社会状況の変化を背景として、緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージ（新たなステージ）へと移行すべき」という新たな方向性を示しています。

さらに、民間活力を最大限活かして、緑とオープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現することを目的に、平成29（2017）年6月に都市緑地法等の一部を改正する法律が施行され、緑の基本計画への記載事項も拡充されました。

このため、川崎市緑の基本計画については、これまでに進めてきた取組を踏まえながら、緑を取り巻く状況を勘案する必要があり、市民や民間企業等との協働・連携により、緑ある暮らしの創造、緑の市民文化の醸成を目指し、川崎市緑の基本計画の改定を行うものです。

2 緑の基本計画とは

(1) 計画の趣旨

- 緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づき策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、「緑地の保全及び緑化の目標」、「緑地の保全及び緑化の推進のための施策」、「都市公園の整備の方針」等に関する事項を示すとともに、本市の緑を取り巻く実状を勘案しながら必要な事項を定め、緑地の保全、緑化の推進、都市公園の整備を総合的に進めていくものです。
- 計画の策定に際しては、市民意見の反映に努める必要があります。
- 社会情勢の変化や事業の進捗等により変更を行う必要が生じたときには、遅滞なく変更すべきであり、計画内容の充実にも努めることが望ましいとされています。
- 本市の基本構想とその推進を行う総合計画に則し、都市計画マスタープラン等関連計画に適合する必要があります。
- 都市緑地法の改正により、都市農地の保全及び都市公園の管理の方針に関する事項について、緑の基本計画へ記載することが求められています。

(2) 計画の対象

川崎市緑の基本計画では、都市緑地法第3条*及び川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（以下、「緑の条例」という。）第2条*に基づく自然環境、並びに公園や緑化地等を含む緑とオープンスペース*について、保全、創出、育成及び活用に関する取組を進めていくものとします。

※都市緑地法第3条：この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

※川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例第2条：(1) 緑 樹木等の植物、樹林地、水辺地、農地等の自然的環境を有する土地及び空間並びにそこに生息する動植物の生育基盤である土、水等の自然の要素をいう。

※緑とオープンスペース：国土交通省から平成28年5月に公表された「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」においては、緑とオープンスペースを「都市公園、都市公園以外の公共施設緑地（河川緑地、街路樹、市民農園、庁舎・公営住宅等の植栽地等）、民間施設緑地（公開空地、民間施設の屋上緑化等）、法律や条例等により保全されている地域性緑地（特別緑地保全地区、生産緑地地区、市民緑地、協定による緑地の保全地区等）を包含する概念として位置づけ。」と定義している。

3 緑の役割

緑は次に示す多様な役割を担い、市民の豊かな暮らしを支える重要な基盤となっており、保全、創出、育成及び活用に努めていく必要があります。

①うるおいのある生活環境の形成

緑は、さまざまな都市環境改善効果や心理的效果を背景として、ストレスを軽減させ快適性を向上させる、ゆとりや安らぎ、くつろぎに満ちた生活の基盤であり、市民の心身をいやし、健康を増進させる機能を有しています。

②スポーツ・レクリエーション、自然とのふれあいの場の形成

緑は、健康づくりやスポーツ・レクリエーション、教養・文化活動等、さまざまな余暇活動の場として欠かせない空間であり、また、身近な自然とのふれあいの場を形成する機能を有しています。

③地球温暖化等の防止

緑は、日常生活に最も身近な二酸化炭素吸収源であることから、吸収源としての効果に加え、地球温暖化対策の普及啓発にも大きな効果を発揮します。

また、地表面を被覆する樹木等の植物は、蒸散作用等により地表面の高温化の防止・改善機能を発揮し、ヒートアイランド現象の緩和に寄与します。特に生田緑地をはじめとした多摩丘陵に存在するまとまりのある緑は、冷気の供給源として市街地の冷却効果を発揮することが期待されます。

④生き物の生息・生育環境の確保

樹林地、農地、河川及び運河等は、生き物の生息・生育環境、生態系の基盤を形成し、生物多様性を確保する上で重要な役割を果たしています。地域の自然環境を保全・再生する機能を有するとともに、将来世代の財産となる、生物資源、遺伝子資源を保全し、すべての生命を育む機能を有しています。

⑤都市・地域の防災性の向上

緑とオープンスペースは、震災などの自然災害の発生時に火災の延焼を防ぎ、避難地や避難路、救助・救援拠点、及び復旧・復興拠点としての機能を発揮することから、都市の防災性を向上させます。

また、樹林地、農地及び水辺地等は、雨水を貯留・浸透する機能を有しており、雨水の流出を抑制し、浸水被害の軽減に寄与します。

⑥地域に固有の美しい風景・景観、歴史、芸術・文化の形成

人間の生活、気候や歴史等が一体となって形成される緑の空間は、都市や地域に固有の美しい風格ある風景・景観の基盤となります。特に多摩丘陵や多摩川崖線、多摩川、臨海部の海は、本市を特徴づける風景や景観を形成しています。

また、四季の変化に富んだ多様な緑は、繊細な感受性や美的情緒を育み、地域固有の芸術・文化の形成と保持に大きく寄与しています。

さらに、地域の文化遺産等と一体となって、地域の賑わいや活力、観光振興にも大きく寄与する機能を有しています。

⑦子育て・教育の場の提供

屋外での自然とのふれあいや集団の中で身体を動かす遊びの場、さらには環境学習等の教育の場となるなど、将来を担う子どもたちが健全に成育する上で欠かせない空間として、明るく、元気な社会の礎となる貴重な機能を有しています。

⑧コミュニティの形成

市民を主体とした緑の保全、創出及び育成の活動や、公園を利用した地域の祭り、レクリエーションなどの催しごとは、多世代の地域住民が交流できる貴重な機会であり、地域包括ケアシステムの構築に寄与する地域コミュニティの形成につながります。

⑨観光振興・経済活性化

街中の公園等は、地域の資源や文化と一体となり、観光や地域の賑わいの拠点を形成するとともに、イベントの開催や雇用の場を創出することで地域の魅力を向上させ、観光客の誘致や観光消費の拡大、地域経済の活性化等に寄与しています。

緑がこれらの役割を最大限に発揮できるよう、適切に保全、創出、育成及び活用されることが求められています。

第1章

川崎市の緑を取り巻く状況



第1章 川崎市の緑を取り巻く状況

1 川崎市の現況

(1) 位置・地勢

①位置

- 本市は神奈川県北東部に位置し、北は多摩川を境に東京都に、南は横浜市にそれぞれ隣接しています。
- 本市の北西側には多摩丘陵が広がり、東側は東京湾に面しています。
- 市域は、臨海部から多摩川上流に向かい、南東から北西に細長い地形となっています。
- 羽田空港に隣接するとともに、川崎港を擁するなど、首都圏における重要な位置に立地し、品川駅や新横浜駅などの広域交通結節点にも近接し、地理的な優位性を備えた地域となっています。

②地勢

- 本市は、市域の北西部に広がる起伏の多い丘陵部、多摩川沿いに広がる低地部、臨海部の埋立地の3つの地形に大きく分かれます。
- 東京都に隣接した立地と開発需要の高まりから、広い範囲にわたり、市街地の形成が進んでいますが、丘陵部には、生田緑地や麻生区黒川、早野、岡上などの地域を中心に自然環境が残されています。
- 臨海部の埋立地の多くは、工業・流通施設等の用地として利用されています。

(2) 市街化の状況

- 本市は、南東部（臨海部）の工業地域と、北西部（内陸部、丘陵部）の住宅地域という性格の異なった地域が合わさって都市が形成され、市を横断する形で通過している鉄道、道路網が整備されています。
- 昭和40（1965）年代から昭和50（1975）年代にかけて、東京近郊の急激な人口増加に対する居住の受け皿として、多摩丘陵における宅地開発が急速に進みました。特に小田急線沿線や東急田園都市線沿線では、鉄道延伸と合わせて住宅地を主とした市街地が形成されています。
- 既成市街地の計画的な土地利用の誘導と、人口増加や活発な都市活動に対応した都市基盤の整備が課題となっています。

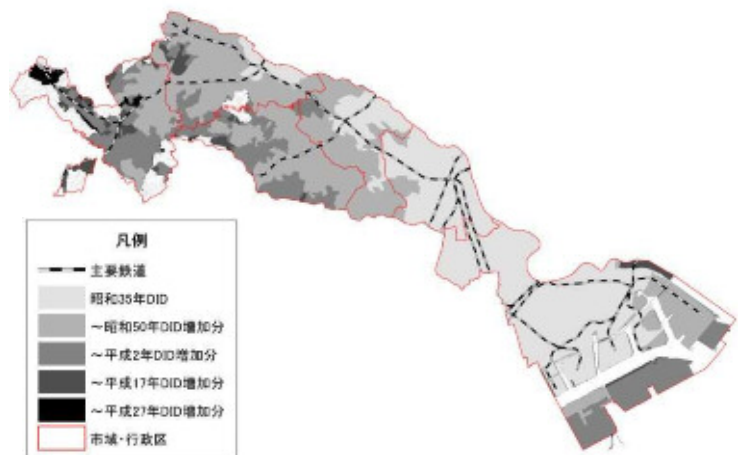


図 1-1 人口集中地区（D I D）の変遷概略図
（出典：国土数値情報）

(3) 気象

① 気温

- 本市の気候区は、東日本型の東海関東型に属しており比較的温暖な気候を有しています。
- 横浜地方気象台で観測した平成28（2016）年の年平均気温は、16.9℃（最高気温37.4℃、最低気温-2.2℃）でした。
- 都市化の進展が続いており、他の地域に比べて都市部の気温が上昇するヒートアイランド現象の影響がみられ、過去10年間で年平均気温が約0.4℃上昇しています。
- 「川崎市気候変動レポート」（平成26（2014）年3月、川崎市環境総合研究所）によれば、統計期間の30年間において、市内の気温観測3地点（川崎、中原、麻生）のすべてで年平均気温の上昇傾向がみられます。また、真夏日及び熱帯夜の日数は川崎以外の地点で増加傾向がみられ、冬日の日数はすべての地点で減少傾向がみられます。
- 一方、平成28（2016）年夏期の平均気温の分布図では、臨海部から市中心部の中原区にかけての気温は高く、内陸部の生田緑地を含む多摩区で気温が低い傾向がみられます。

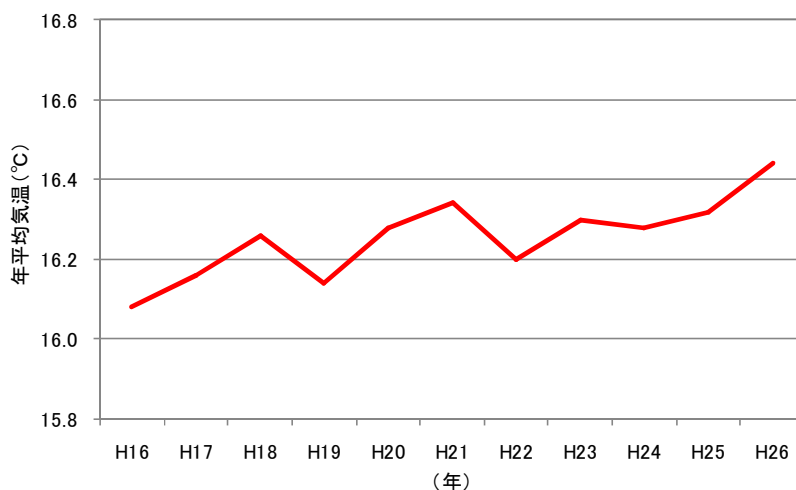


図 1-2 年平均気温の推移 (5年移動平均*)
(出典：気象庁 HP 横浜地方気象台データ)

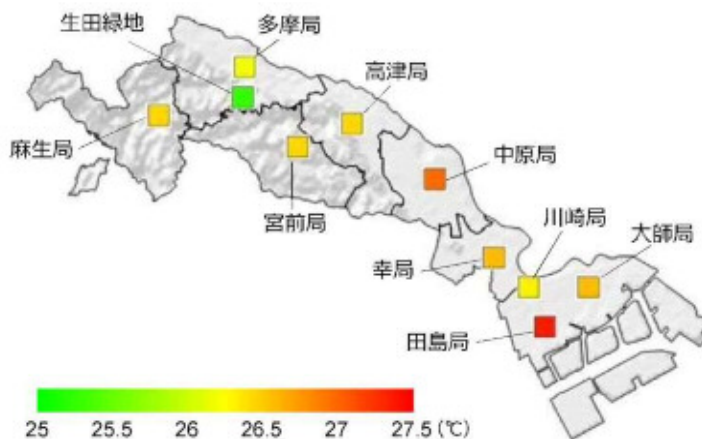


図 1-3 平成 28 (2016) 年夏期 (7/1~8/31) 平均気温の分布
(出典：平成 28 (2016) 年度市内気温分布調査結果 (夏期))

※5年移動平均：年毎の偶然的要素を除くため、各年の数値を表すのではなく、各年の直前直後5年間の平均値を表すことにより、データ変動を滑らかにするための統計手法の一つ。平成24(2012)年～平成28(2016)年の平均値を平成26(2014)年の値として表すなど。

②降水量

- 横浜地方気象台で観測した平成28（2016）年の降水量は、1,793.5mm（最大日量113mm）でした。
- 「川崎市気候変動レポート」によれば、統計期間の37年間に於いて、市内の降水量観測3地点のうち宮前区野川、麻生区早野の2地点で年降水量の増加傾向がみられますが、幸区小倉の観測地点では変化傾向はみられません。また、横浜地方気象台においても年降水量の変化傾向はみられません。
- 同レポートによれば、市内3地点と横浜気象台において、日降水量50mm以上の日数は増加傾向がみられる一方、降水日数は変化傾向がみられません。

(4) 人口

- 本市の人口は、平成30（2018）年2月時点で150.5万人を超えており、150万人都市となっています。
- 今後は、平成42（2030）年まで増加を続け、ピーク値は158.7万人となると想定されます。
- 一方でわが国は、本格的な少子高齢化社会に突入しており、本市でも同様の傾向が示されています。
- 年少人口（0-14歳）は、平成42（2030）年まで増加を続け、20.2万人をピークとしてその後減少過程に移行します。
- 生産年齢人口（15-64歳）は平成37（2025）年まで増加を続け、102.8万人をピークとしてその後減少過程に移行します。
- ただし老年人口（65歳以上）は今後増加を続け、平成32（2020）年には32.2万人（総人口比21.0%）、平成72（2060）年には50.4万人（同35.3%）となると想定されます。うち、75歳以上の人口はそれぞれ16.9万人（同11.0%）、31.5万人（同22.1%）となると想定されています。

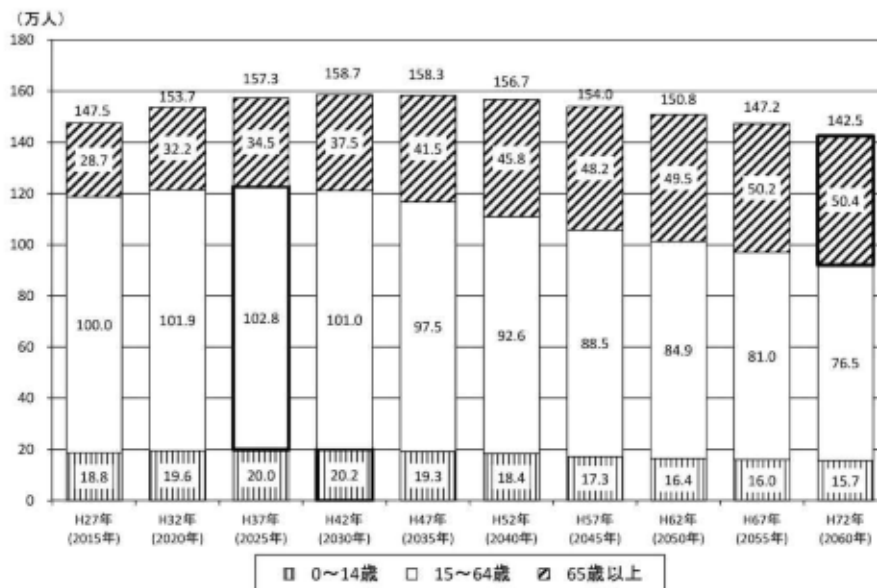


図1-4 川崎市の将来人口推計

(出典：川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について)

(5) 緑の概況

- 多摩丘陵、多摩川崖線、多摩川、臨海部の海が市域の骨格を形成し、本市を特徴づける重要な自然的環境資源となっています。
- 北西部に位置する多摩丘陵には、丘陵地や台地の畑、果樹園、谷戸の樹林地など、まとまりのある緑が存在しています。
- 沖積低地と丘陵地及び台地との間に位置する多摩川崖線には、崖線上に樹林地が残っており、沖積低地からは斜面の樹林地が帯状に連なる景観を市街地の後背に望むことができます。
- 多摩川に沿って広がる沖積低地には、江戸時代に完成した農業用の二ヶ領用水をもとに水田地帯が形成された経緯から、農地の分布が多く見られます。
- 臨海部は、大正期の埋め立て事業により形成された場所で、海や運河の広大な景観を望むことができ、事業所の緑化や港湾緑地をはじめとした緑の創出が行われています。
- 緑の概況としては、市域の大半が市街化区域であることなどにより、市域における土地需要が旺盛であること、また樹林地を所有する地権者の相続問題等に伴う土地利用の転換や需要等が依然として高いことから、樹林地や農地の減少傾向が見られます。
- 生産緑地地区に指定されている農地の一部は、平成34（2022）年に買取申出が可能となる指定後30年を迎えます。

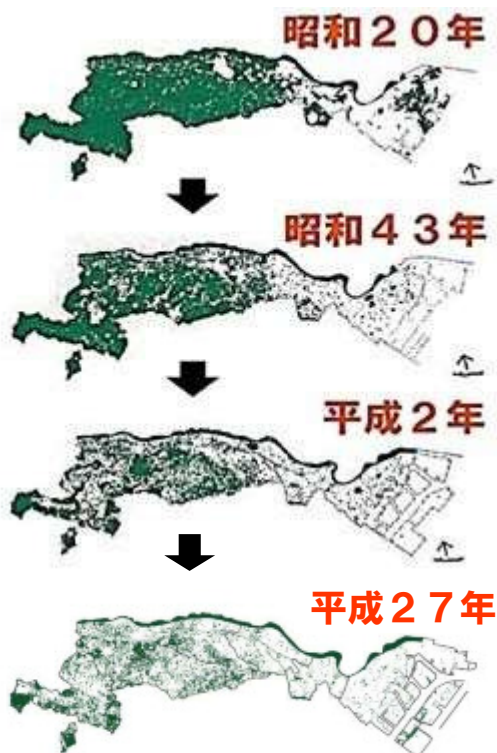


図 1-5 緑の分布の推移

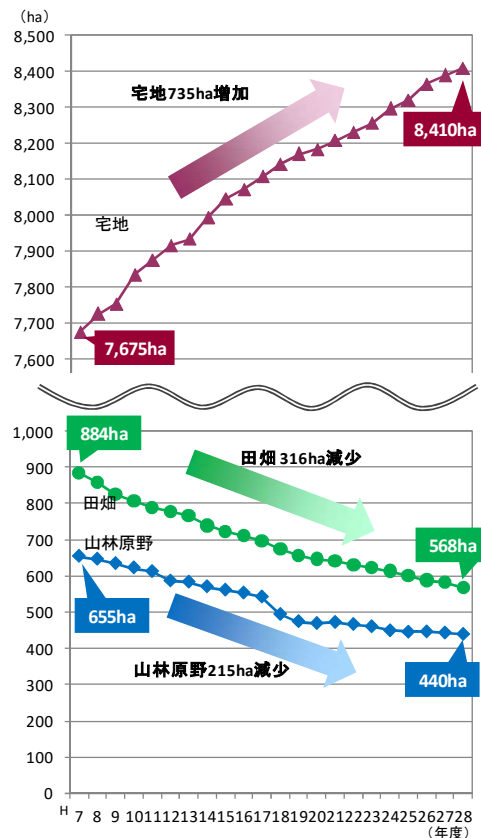


図 1-6 山林原野、田畑、宅地面積の推移※
(出典：固定資産概要調書)

※樹林地については雑種地等に分類されているものも多くあり、図で示す山林原野の面積は、樹林地の正確な面積を表すものではない。

2 自然的環境の分布（緑の現況）

- 「自然的環境の分布」で示す自然的環境要素は、一定規模以上の樹木の集団、農地、河川等及び運河とします。
- 樹木の集団の規模は300㎡以上とし、緑化によって創出された緑地をはじめ、公園緑地の樹林地や多摩川右岸の崖線、麻生区の黒川、早野、岡上などにみられる樹林地までを含み空中写真により把握します。樹木の集団は、川崎区、幸区、中原区では点在して分布しており、高津区、宮前区、多摩区、麻生区の高摩丘陵の一角をなす地域には、比較的まとまりのある樹林地が多く分布しています。
- 農地は、固定資産概要調書等により、量と分布状況を把握します。幸区の鹿島田、小倉を境として市の南東部には殆ど農地がありませんが、北西部の高津区、宮前区、多摩区、麻生区には比較的多くの農地が分布しています。また、黒川、早野、岡上地区の農業振興地域にはまとまった農地の分布がみられます。
- 河川等は、多摩川をはじめとした河川や水路等が市域全体に分布しており、空中写真により把握します。川崎区には多摩川以外の河川はありませんが、市域の8.5%と広大な面積を有する「運河」が分布し、本市を特徴づける景観資源や水生生物の生息・生育機能、都市気象の改善に向けた機能が期待されています。

表 1-1 自然的環境の分布*

自然的環境		備考
樹木の集団	約 1,002ha	300㎡以上のまとまりのある樹林地（緑地を含む）の面積を空中写真で把握
農地	約 580ha	固定資産概要調書より把握
河川等	約 755ha	河川、ため池等の面積を空中写真で把握
運河	約 1,222ha	運河の面積を空中写真で把握

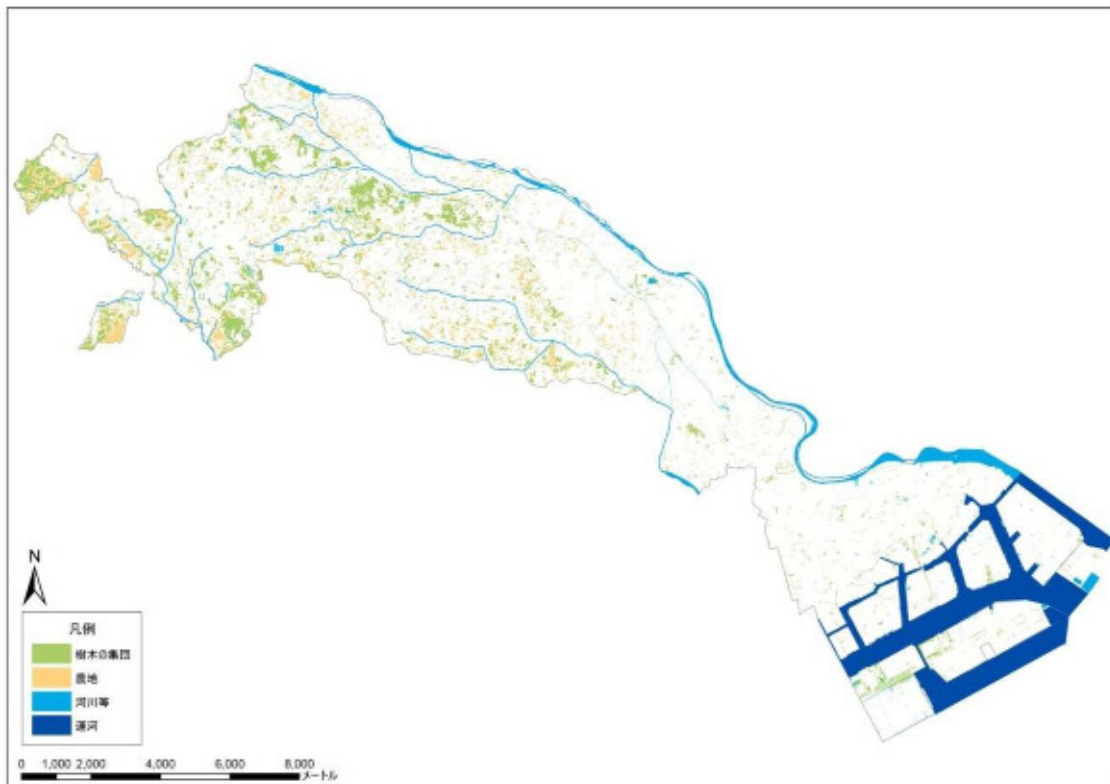


図 1-7 自然的環境の分布

*自然的環境の判読に用いた空中写真は、平成 28（2016）年 1 月に撮影されたもの。空中写真により判読した面積は、各制度や法令に基づき集計された数値とは異なる。農地は平成 27（2015）年時点の調査による。

3 平成20年改定版 緑の基本計画の検証

平成6（1994）年の都市緑地保全法（現「都市緑地法」）の改正により、市町村による「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」の制度が創設されたことを受け、本市では、平成7（1995）年10月に「緑の基本計画『かわさき緑の30プラン』」を策定しました。

その後、来るべき少子高齢社会に向け、市民や民間企業との協働、連携により、誰もが緑を実感できる生活空間の実現を目指して、平成20（2008）年3月に「川崎市緑の基本計画」を改定し、「多様な緑が市民をつなぐ地球環境都市かわさきへ」を基本理念として、5つの基本方針に沿ってさまざまな主体との協働により、緑の保全、創出及び育成を進めてきました。

■ 基本理念

多様な緑が市民をつなぐ地球環境都市かわさきへ

■ 緑の将来像

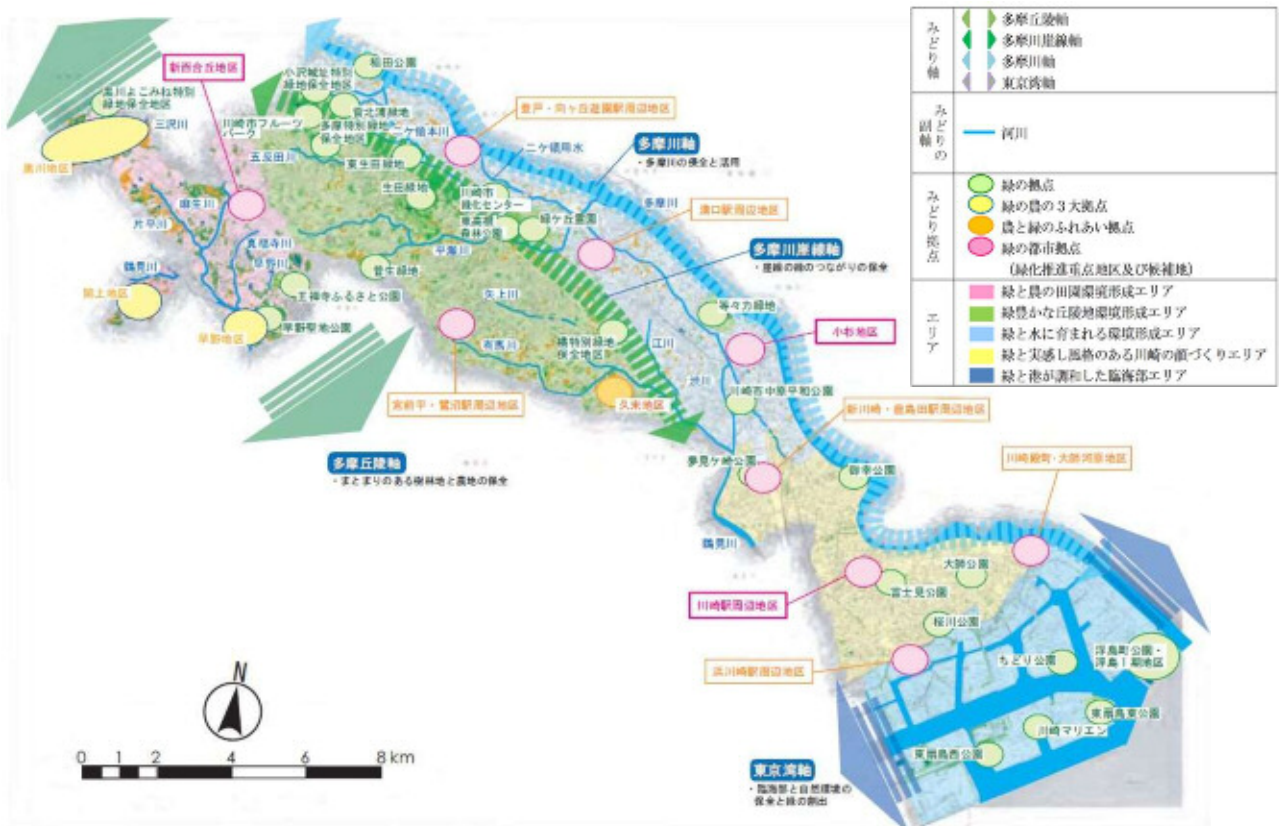


図 1-8 平成 20（2008）年改定版川崎市緑の基本計画 将来像図

■ 施策体系

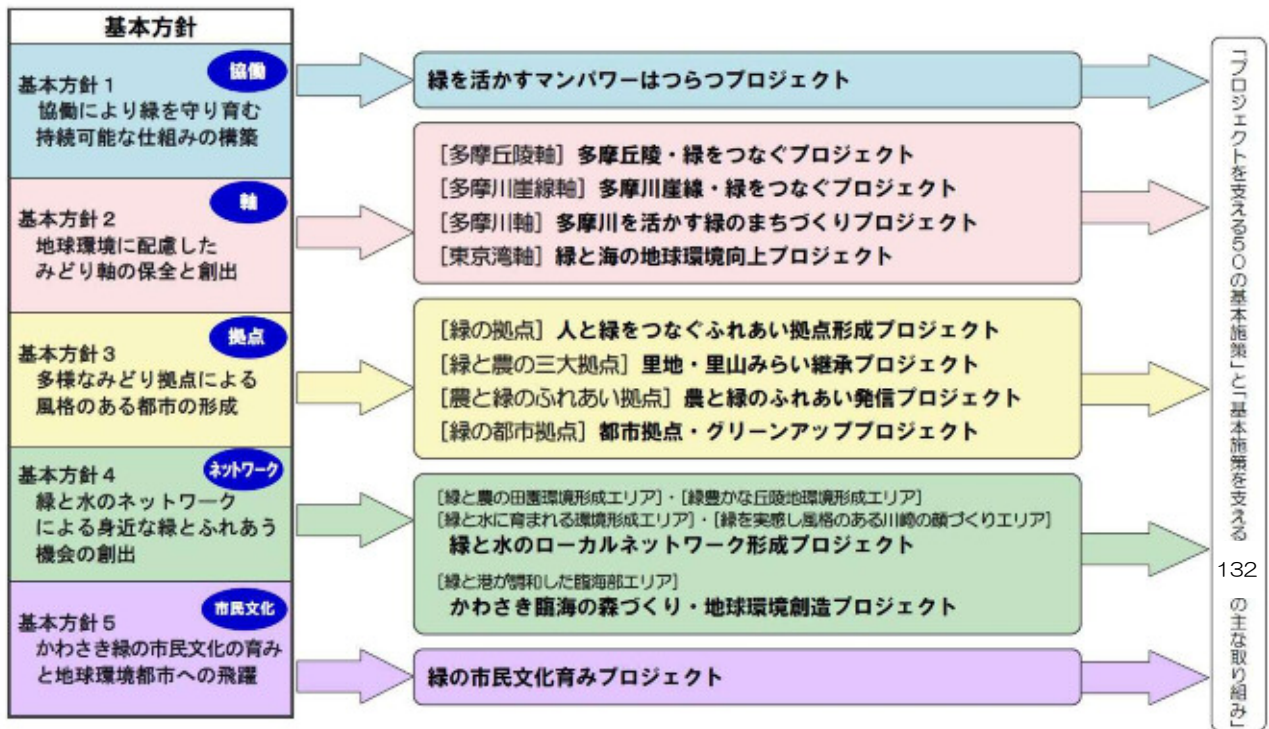


図 1-9 平成 20 (2008) 年改定版川崎市緑の基本計画 施策体系図

(1) 施策の主な成果と課題

①協働により緑を守り育む持続可能な仕組みの構築に基づく施策

■主な成果

<公園緑地の管理運営等に関する活動が市内全域へと拡大>

- 市民、民間企業及び教育機関等の多様なステークホルダーとの協働の取組を推進してきたことにより、樹林地等の保全管理、緑化及び公園等の管理運営に関する活動が市内全域に広がっています。
- 水辺、農地等の保全や環境学習など、地域特性に応じた多様な取組が展開されています。

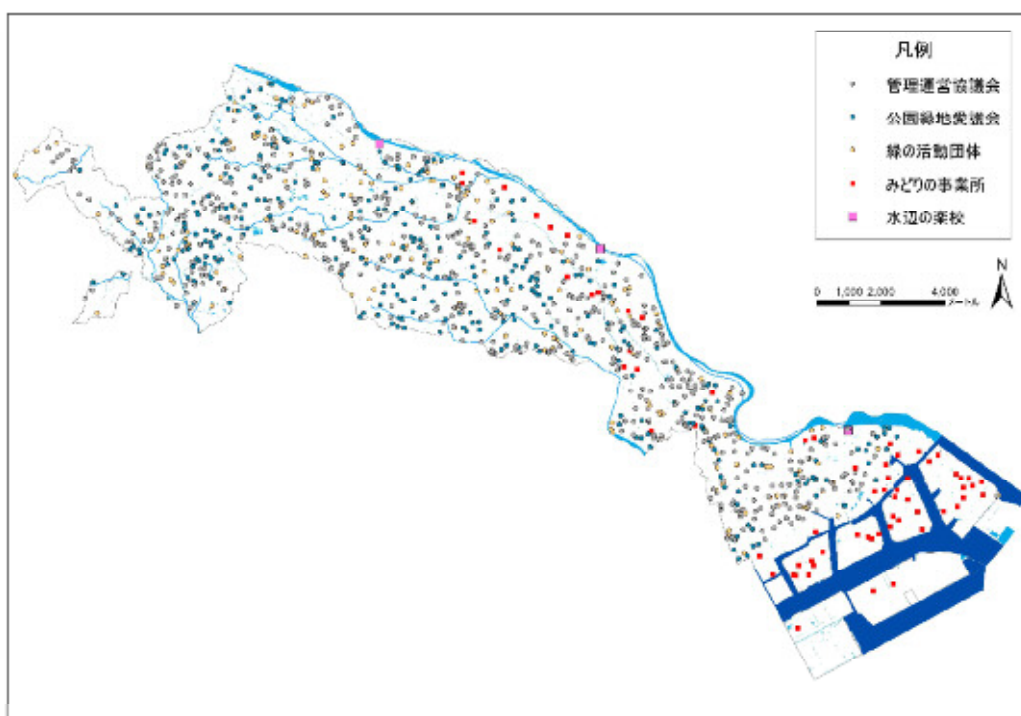


図 1-10 主な活動団体の分布状況

表 1-2 主な活動団体数

名称	平成 18 (2006) 年度	平成 28 (2016) 年度
管理運営協議会	210 公園	541 公園
公園緑地愛護会	535 公園	340 公園
街路樹等愛護会	1,124 ブロック	1,186 ブロック
緑の活動団体	207 団体	254 団体
市民健康の森	7 団体	7 団体
保全緑地育成市民グループ	11 団体	28 団体
水辺の楽校	2 地区	3 地区
河川愛護ボランティア	—	8 団体
川崎市みどりの事業所の推進に関する協定	74 事業所	67 事業所

(参考) 各区における緑の協働の取組事例

川崎区



公園の管理運営
(中島公園)



区の花・区の木推進事業
(富士見公園)



川崎区エコプロジェクト事業
(東田公園)



川崎区エコプロジェクト事業
(川崎区役所大師支所)

幸区



地域の緑化
(大師堀花壇)



小学校等と連携した花壇作り
(夢見ヶ崎公園)



梅香事業による植樹
(御幸公園)



事業所緑化
(川崎駅周辺緑化推進重点地区)

中原区



地域の緑化
(中丸子南緑道)



河川愛護ボランティア
(二ヶ領用水)



公園の管理運営
(下沼部公園)



花壇づくり
(上小田中第4公園)

高津区



地域の緑化
(キラリデッキ花壇)



河川愛護ボランティア
(久地円筒分水)



農体験イベント
(末長地区)



地域の緑化
(東高津中学校)

宮前区



公園の管理運営
(有馬らいらっく公園)



花壇の花植え
(東名川崎IC前)



農家巡りウォーキング
(区内農家)



田植え風景
(とんもり谷戸)

多摩区



地域の緑化
(ばら苑アクセスロード)



緑のカーテンづくり
(多摩区役所)



エコフェスタ 明治大学
(多摩区役所)



河川愛護ボランティア
(二ヶ領用水)

麻生区



花壇の花植え
(スポーツ健康ロード)



緑地の市民管理
(市民健康の森)



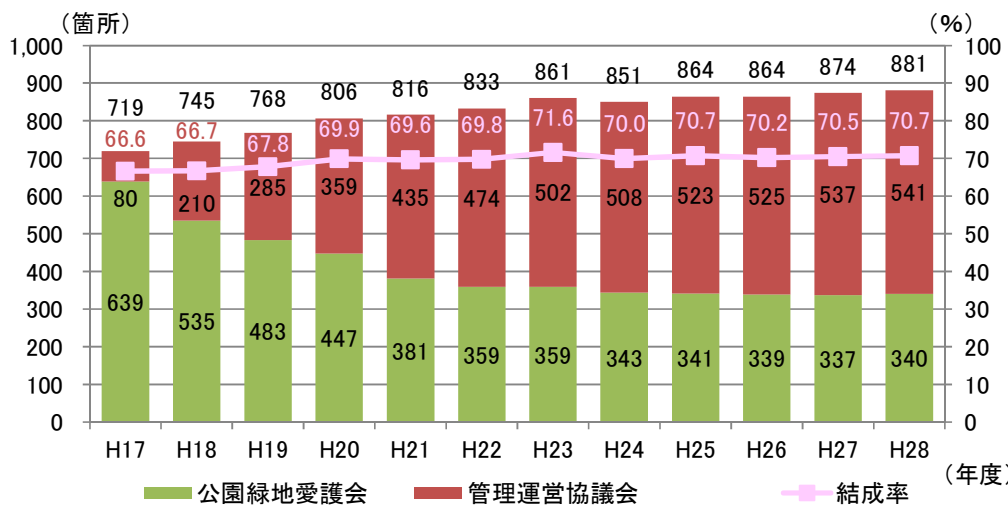
公園の管理運営
(虹ヶ丘公園)



桐光学園ボランティア活動
(栗木緑地)

<全公園の約70%以上で管理運営協議会・公園緑地愛護会が活動>

- 公園等の管理においては、活動団体の設立に加え、市民に身近な公園等を「地域の庭」としてより柔軟に活用してもらうため、除草・清掃等の日常的な維持管理活動を主とする公園緑地愛護会から、公園等の利用調整を担う管理運営協議会への移行を進めてきました。
- 平成28（2016）年度末時点で、公園緑地愛護会は340公園、管理運営協議会は541公園、総数にして881公園（全公園の70.7%）で設立されています。平成18（2006）年度と比較して、管理運営協議会が設立された公園は331公園増加、公園緑地愛護会も含めた総数は136公園増加しています。



※結成率は全公園に対する割合

図 1-11 管理に市民が参加する公園緑地

<多様なステークホルダーによる活動が進展>

- 公開性の高い場所で緑化活動（植樹、花壇作りやプランターの設置等）や樹林地等の保全活動（下草刈り等）に取り組む緑の活動団体は、平成18（2006）年度に207団体であったものが、平成28（2016）年度には254団体に増加しています。
- 街路樹等愛護会や河川愛護ボランティアの活動、市と協定を結んだ「みどりの事業所」による事業所敷地の緑化活動、水辺をフィールドに子どもたちが川に親しむ自然体験活動を推進する3つの水辺の楽校（「かわさき水辺の楽校」、「とどろき水辺の楽校」、「だいし水辺の楽校」）の活動なども活発に行われてきました。
- 緑化活動の参加経験者の割合は、平成17（2005）年度には4.5%でしたが、平成24（2012）年度には14.3%に増加しています。
- 多様なステークホルダーに支えられた里山の保全の推進を目指すため、民間企業・教育機関等の参加により里山の保全管理活動を行う「かわさき里山コラボ事業」が始まり、平成28（2016）年度末現在、4地区で6団体が活動を行っています。
- 自然環境の保全・育成や生物多様性についての研究に取り組んでいる玉川大学、明治大学、東京農業大学と協力し、保全された樹林地等の多様な自然環境の維持・再生について研究を進める「大学連携」を進めています。



栗木山王山特別緑地保全地区の
かわさき里山コラボの活動



大学連携による環境学習

表 1-3 かわさき里山コラボ参加企業・教育機関等

活動地区	企業・教育機関等	経過
栗木山王山 特別緑地保全地区	富士通株式会社川崎工場	平成 23 年度 保全管理計画策定 平成 24 年度 覚書締結 平成 25 年度 協定締結
久末東 特別緑地保全地区	NEC プラットフォームズ株式会社 久末ふれあいの森を育てる会	平成 24 年度 保全管理計画策定 平成 25 年度 覚書締結 平成 26 年度 協定締結
岡上丸山 特別緑地保全地区	岡上小学校 和光大学 地域・流域共生フォーラム	平成 24 年度 保全管理計画策定 平成 26 年度 協定締結
王禅寺東 特別緑地保全地区	川崎信用金庫	平成 25 年度 保全管理計画策定 平成 25 年度 協定締結

表 1-4 保全緑地における大学連携

モデル地区	大学名	研究テーマ
岡上杉山下特別緑地保全地区	玉川大学	・ 択伐による雑木林の生産力及び多様化の変化について
西黒川特別緑地保全地区	明治大学	・ 保全緑地の植生管理及び生物多様性の基礎調査・研究 ・ 地域の文化や技術の継承方法の検証
早野梅ヶ谷特別緑地保全地区	東京農業大学	・ 人為的関わりによる植生動態の研究 ・ 近隣小学校と連携した環境学習機会の創出

■課題

多様なステークホルダーによる活動が増加する一方で、参加者の高齢化、後継者不足などもあり、今後の課題は次の内容が挙げられます。

- ①活動内容の工夫等によるファミリー層をはじめとする若い世代の参加や、活動参加者のスキルアップなどの育成が必要
- ②新たな担い手となるステークホルダーの発掘や活動を促す取組が必要
- ③市民や民間企業等の取組の振り返りや、PR・評価の仕組みづくりが必要

②地球環境に配慮したみどり軸の保全と創出に基づく施策

■主な成果

<川崎方式[※]により、平成18年度以降に保全した樹林地等の面積は58,5ha>

- 本市では、多摩丘陵軸、多摩川崖線軸に残る貴重な樹林地等を保全するため、緑地総合評価による3段階のランクに基づき、土地所有者の理解と協力を得ながら、下図に示す樹林地の保全施策を段階的に講じる「川崎方式」の取組を展開してきました。

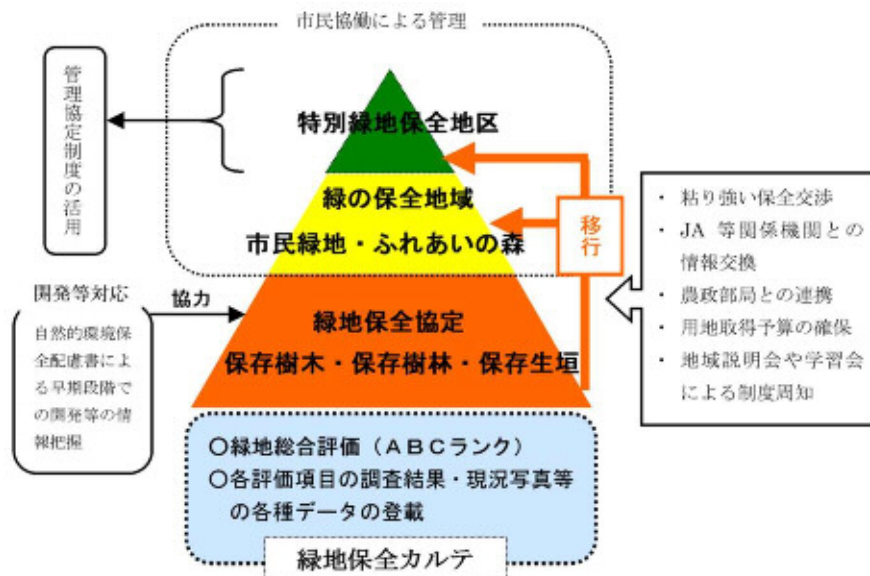


図1-12 「川崎方式」による段階的な樹林地保全施策



黒川海道特別緑地保全地区



岡上丸山特別緑地保全地区



多摩美特別緑地保全地区



汁守神社緑の保全地域

保全した樹林地等の例

※川崎方式：緑地総合評価に基づく3段階の樹林地保全施策。樹林地の所有者に対し、保全意識の普及啓発を図るため、樹林地への行為の規制が弱く、解除も可能な「緑地保全協定」等をきっかけとして、恒久的な保全を目的とした「特別緑地保全地区」や「緑の保全地域」への移行を促進するもの。

- 取組の成果として、平成28(2016)年度末現在、特別緑地保全地区の指定で128.2ha、緑の保全地域の指定で31.2ha、緑地保全協定の締結で71.1haなど、保全施策全体で計240.2haの樹林地等を保全しています。このうち、平成18(2006)年度から平成28(2016)年度にかけて保全した樹林地等の面積は58.5haです。
- 担保性の高い特別緑地保全地区については、緑地保全協定からの移行も含め、平成18(2006)年度以降、指定面積は約1.8倍に増加しています。
- 平成26(2014)年度には、これまでの実績を踏まえた上で、緑地総合評価の見直しを実施し、市民の生活圏に残された身近な樹林地等の保全を強化しました。
- 保全した樹林地等を適正に管理していくため、公有地化した樹林地等における斜面の状況を把握するとともに、安全対策が必要な箇所については、優先順位をつけ、順次、斜面安定を図るための整備を進めてきました。また、地域住民等とワークショップ方式で保全管理計画を作成し、計画に基づく樹林地等の適正な維持管理が進みました。
- 保全管理団体のない樹林地等については、地域住民等との協働による団体の発足が進みました。

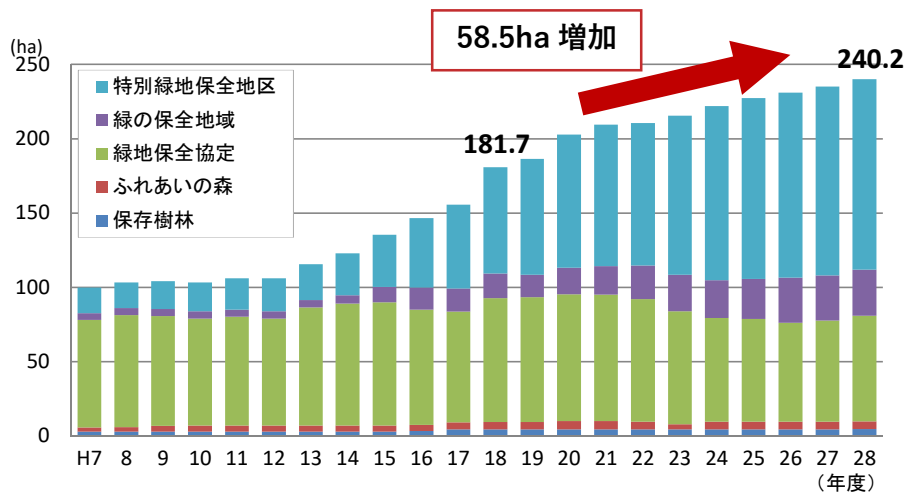


図 1-13 保全した樹林地等の面積の推移

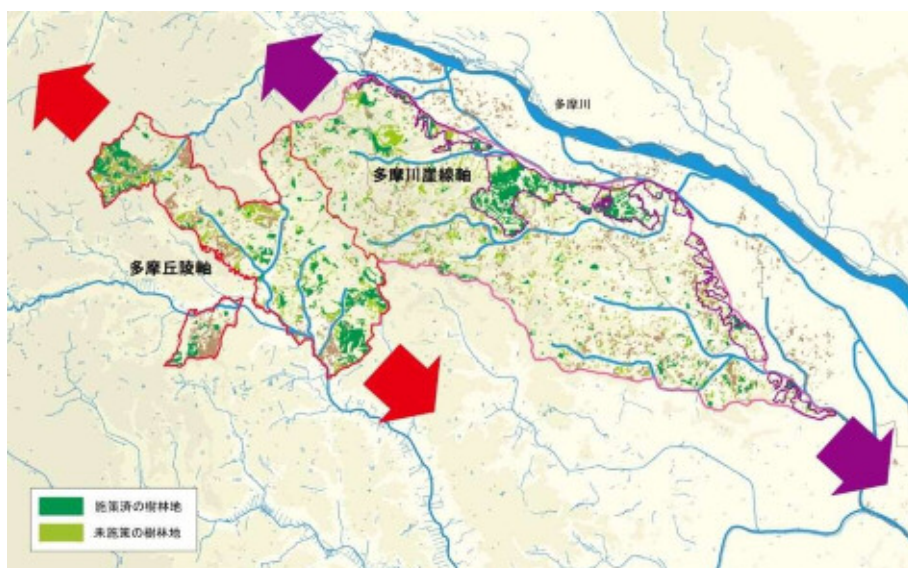


図 1-14 施策済と未施策の樹林地の分布

<多摩川における施設整備や環境学習等を推進>

- 平成19（2007）年3月に策定した「川崎市多摩川プラン」に基づき、市民協働によるNPOや企業等と連携した水辺の楽校を開催しており、子どもたちの環境学習を推進するため、3校目の水辺の楽校を開校しました。
- 多摩川の自然環境と市民の暮らしをより身近なものにするために、殿町地区において、市民団体と協働して桜の植栽を行いました。大師河原地区においては、地元町会の要望により国と協議し、桜並木の保全に向けた取組を行いました。
- 多摩川緑地の維持管理水準や設備等の利用環境の向上を図るとともに、等々力・丸子橋地区周辺エリアを中心に運動施設の再整備を進めました。
- バーベキュー問題の解決に向けて「多摩川河川敷バーベキュー適正利用計画」を策定し、二子橋において有料のバーベキュー広場を開設しました。
- 水辺の活用を促進し、水辺に賑わいを創出するため、各種イベントの開催や、流域自治体との連携による渡しの復活等の取組を進めてきました。
- 平成28（2016）年3月には、「川崎市新多摩川プラン」を策定し、「ふるさとの川・多摩川」の歴史的・文化的資源、そして環境資源を最大限に活かした賑わいの場（憩い・遊び・学ぶ）の創出を目指し、取組を推進しています。

<臨海部における緑化や景観整備を推進>

- 東京湾軸（臨海部）においては、緑と港が調和した臨海エリアの形成を目指し、平成22（2010）年10月、市民、事業所、行政の3者により『かわさき臨海のもりづくり共同アピール宣言』を行いました。
- 平成24（2012）年6月には「『かわさき臨海のもりづくり』緑化推進計画」を策定し、殿町第2公園の拡張再整備、下河原公園の再整備、小島新田公園の景観整備、殿町夜光線周辺の景観整備等を実施しました。
- 事業所敷地の10%以上の緑化推進を目標に、川崎市みどりの事業所の推進に関する協定の締結を促進し、約130haの事業所緑化地が創出されました。
- 川崎港港湾緑地の目指すべき姿である、「みなと」で働く人、訪れる人みなで川崎の自然を感じ、魅力的なロケーションを楽しむことができる空間の配置の実現に向けて、平成28（2016）年9月に「川崎港緑化基本計画」を策定しました。

■課題

ふるさと川崎の景観を特徴づける、緑のつながりの形成に関する実績を踏まえながら、みどり軸に求められる課題は次の内容が挙げられます。

- ①保全対象としている1,000㎡以上のまとまりのある樹林地等は、平成18(2006)年度から平成28(2016)年度までで約42ha減少し、約620haが残存。このうち、さまざまな施策により約391haの樹林地等が保全される一方で、残り約229ha(保全対象としている樹林地の約4割)については、保全施策が未実施の状態であり、引き続き保全の推進が必要
- ②特別緑地保全地区と緑の保全地域の指定面積については増加している一方で、緑地保全協定地については減少しており、樹林地の保全施策を継承していくためにも、緑地保全協定の締結に向けた取組が必要
- ③広域的なつながりや景観に配慮した樹林地等や、里山を構成する樹林地、市街地に残る身近で小規模な樹林地(社寺等)、水辺地と一体となった樹林地(河川・谷戸・湧水地)などの良好な自然環境の確保に向け、引き続き樹林地等の所有者への理解を深め、緑地総合評価に基づく各制度等を活用した樹林地等の保全や、多様な主体との協働による樹林地等の適切な維持管理を進めていくことが必要
- ④流域連携による渡しの復活などのイベントを継続的に進め、歴史・文化を継承する人材の育成や、子どもから大人までが歴史・文化を知ることのできる機会の創出、さらには河川敷の賑わいを創出する多摩川資源の活用を図ることが必要
- ⑤民間企業との連携などを視野に入れた、多摩川の更なる魅力向上に向けた取組の推進が必要
- ⑥臨海部では殿町地区を筆頭に拠点形成が進展しており、これらの動きや事業所と連携した効果的な緑化を推進するとともに、関連計画や関連団体と連携しながら取組を進めていくことが必要

③多様なみどり拠点による風格ある都市の形成に基づく施策

■主な成果

<大規模公園緑地の再編整備を推進>

- 緑の拠点となる総合公園、地区公園等の大規模な公園緑地の再整備が進み、これらの公園緑地面積は、平成18（2006）年度の343haから、平成28（2016）年度には375haに拡大しました。
- 富士見公園では、「富士見周辺地区整備実施計画」に基づき、都心における総合公園にふさわしい公園の再生とスポーツ文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化を目指すため、アメリカンフットボールや文化交流などの拠点となる川崎富士見球技場の再編整備等を進めました。
- 等々力緑地では、平成22（2010）年度に「等々力緑地再編整備実施計画」を策定し、緑と水の再整備や安全・安心の場づくり等に向け、21世紀の森や正面広場等の各施設・動線の再編整備を進めました。陸上競技場においては、競技の快適な観覧や、環境負荷の軽減等を目的としたメインスタンドの改修を進めました。
- 生田緑地では、誰もが共有できる生田緑地の将来像を示す構想として、平成22（2010）年度に「生田緑地ビジョン」を策定し、中央広場や西口展望広場等の再整備をはじめ、青少年科学館の改修や藤子・F・不二雄ミュージアムの整備など、自然と個性的な施設が織りなす他に類を見ない総合公園として、魅力の創出に向けた取組を進めてきました。
- 菅生緑地では、西地区園路・親水広場整備、トイレ整備、用地取得を進めました。
- 市営霊園については、緑ヶ丘霊園における墓所供給及び園内整備、無縁合葬墓の整備、早野聖地公園における新形式墓所の整備を進めました。
- 平成20（2008）年に東扇島東公園が人工海浜を有した公園として整備され、各種イベントが開催されるとともに、国の「東京湾臨海部基幹的防災拠点」として位置づけられ、災害発生時には首都圏の基幹的広域防災拠点としての活用が期待されています。
- 東扇島中公園では隣接する川崎マリエンと一体的に、レクリエーションの場として市民に親しまれているだけでなく、みなと祭り等のイベントの開催もあり、臨海部における緑の拠点の活用が進んでいます。



富士見公園



等々力緑地



生田緑地



菅生緑地



早野聖地公園



東扇島東公園

<公園の管理運営における市民参加や民間連携を促進>

- 生田緑地では、「生田緑地ビジョン」に基づき、平成25（2013）年度から、緑地と緑地内に立地する岡本太郎美術館、日本民家園及び青少年科学館を横断的に管理する指定管理者制度を導入するとともに、多様な主体による協働のプラットフォームとなる「生田緑地マネジメント会議」が発足し、生田緑地に関わる多様な主体が相互に連携・調整しながら、生田緑地の魅力向上に向け、連携事業の企画、運営、調整などを推進しています。
- 生田緑地マネジメント会議においては、奥の池のかいぼりに伴う在来生物の保護活動、生田緑地ばら苑への案内、ぐるっとガイドツアーなど、緑地内の自然環境保全から、地域と連携した緑地の利用活性化、地域の活性化につながる取組まで、多岐にわたる活動を展開しています。
- 富士見公園において、平成27（2015）年度から公園の南側の区域に指定管理者制度を導入するとともに、本市初となるネーミングライツを川崎富士見球技場に導入しました。
- 特色ある公園の魅力創出に向け、川崎市緑化センターや大師公園に指定管理者制度を導入しました。



奥の池のかいぼりに伴う
在来生物の保護活動



生田緑地ばら苑への案内



ぐるっとガイドツアー

生田緑地マネジメント会議の活動

<都市拠点を緑化推進重点地区に指定>

- 主要駅周辺における都市拠点については、緑化推進重点地区として市民・民間企業・行政の三者によるワークショップを通じた緑化計画の策定を推進し、緑化推進重点地区を平成18（2006）年度の3地区から、平成27（2015）年度までに8地区に拡大しました。これにより、公園や街路樹の整備等の公共事業による緑化に加え、民有地の緑化なども含め、パートナーシップによる緑化と管理運営が進んでいます。

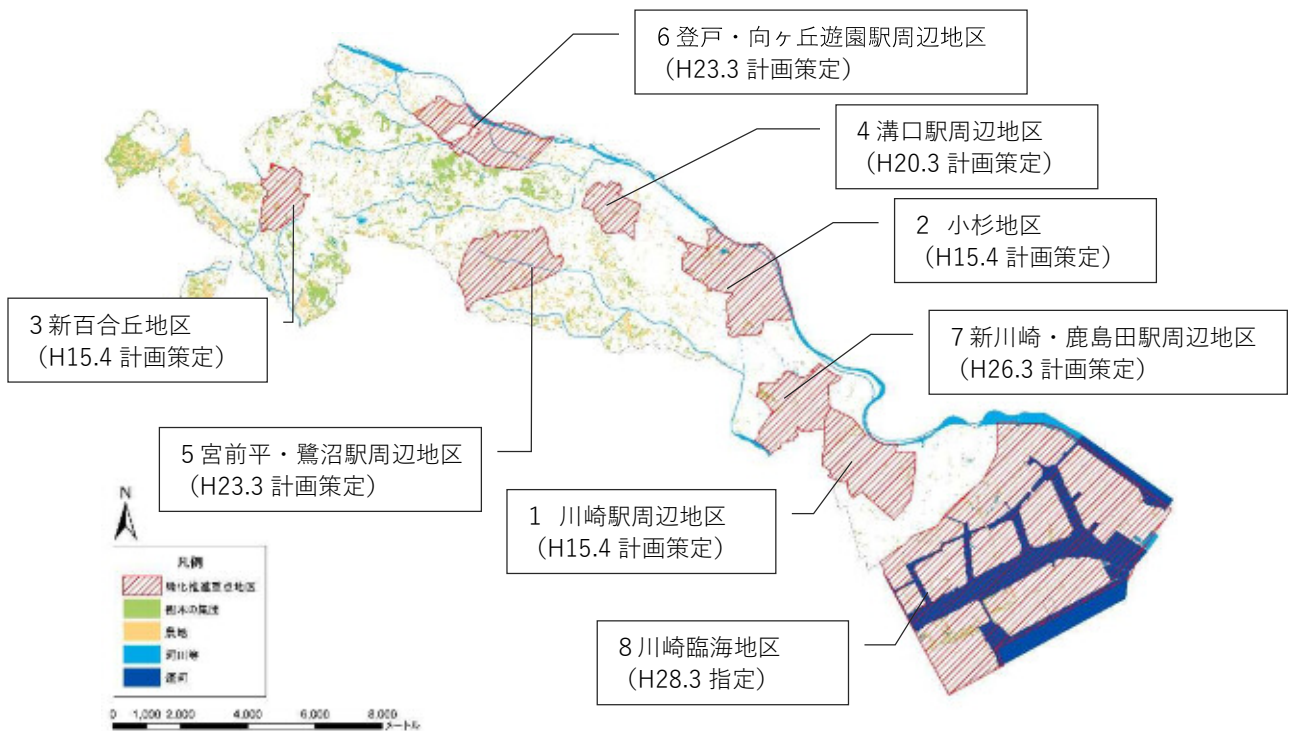


図 1-15 緑化推進重点地区の指定区域

<農ある風景の保全の推進に向けた協働による取組が拡大>

- 「農ある風景」を推進している黒川、早野、岡上では、農業施策と連携しながら里地・里山の保全に向けた特別緑地保全地区の指定を拡大しました。
- 黒川海道特別緑地保全地区では保全管理計画を策定し、市民協働による樹林地等の管理を実施しています。
- 黒川地区においては、「明治大学・川崎市黒川地域連携協議会」が平成21（2009）年に設置され、区民や大学、農業従事者、行政が連携し、アスパラガスの新栽培法の普及、里山アート制作・展示、竹あんどん作り等、恵まれた農業資源や環境資源を活かしたまちづくりを進めています。
- 早野地区においては、「早野地区活性化懇談会」が平成26（2014）年に設置され、区民や学校、農業従事者、福祉団体、行政が連携し、地域資源を活かした取組を進めています。
- 高津区の久末地区では、農業生産者と消費者との交流や豊かな自然を活かし、食や農をテーマにして地域の活性化を目指す「たちばな農のあるまちづくり」を推進しています。



黒川地区



早野地区



岡上地区

■課題

これまでの拠点整備や拠点における良好な景観の保全、創出及び育成の実績を踏まえながら、みどり拠点に求められる課題は次の内容が挙げられます。

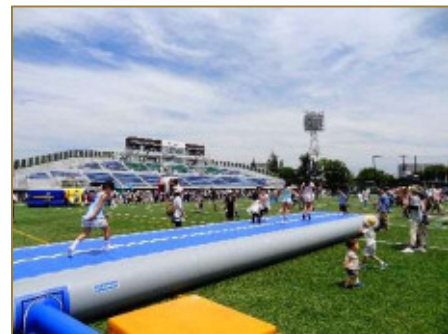
- ①大規模公園緑地においては、再編整備等による機能強化、さまざまな主体による効果的な管理運営や魅力の向上に向けたパークマネジメント、及び長期未整備公園の緑地対応が求められているほか、整備から年数を経た公園の再整備が必要
- ②緑化推進重点地区については、市民・民間企業・行政との連携による持続的な緑化推進の取組が必要であり、効果的に緑化を進めていくために、既存計画の改定（見直し）を行うとともに、引き続き公共緑化による景観形成や民有地における屋上緑化・壁面緑化などの助成・支援制度のPR等に取り組んでいくことが必要
- ③農ある風景の保全に向けては、農業者の高齢化・後継者不足、相続等の問題による減少が続いており、地元農業者と連携して、緑と人の暮らしとの関わりの中で育まれてきた生物多様性の保全や歴史・文化の伝承に取り組んでいくことが必要

緑の取組コラム

【大規模公園を拠点とした
スポーツによるまちの魅力創出】

本市では、大規模公園を拠点として、競技スポーツを活用したまちの魅力創出を図っています。

富士見公園では、アメリカンフットボールの活動拠点となっている旧川崎球場のフィールドを拡張するとともに、常設観客席を増設し、競技者と観客の双方が利用しやすい施設として「川崎富士見球技場」を整備しました。そして、誰でも気軽に参加できるアメリカンフットボールの体験イベントや、試合前のフィールドを活用した子ども向け遊具広場、さらには、地元商店会とのコラボイベントなど、スポーツを介した地域活性化の取組を進めています。



等々力緑地にある等々力陸上競技場では、安全で快適なスタジアムを目指し、メインスタンドの整備を行いました。多様な観戦スタイルを提供するバラエティーシートの導入や、公園の景観に配慮した軒裏への木材の使用など、地域、市民、サポーター、みんなと“つながる”公園一体型スタジアムとして生まれ変わりました。また、川崎フロンターレのホームゲーム時には、イベント広場「川崎フロンパーク」の開催を支援し、市内産物・名産品の物販や本市にちなんだイベントの開催など、等々力緑地に訪れる市民やアウェイチームサポーターに本市の魅力を味わってもらう機会としています。



④ 緑と水のネットワークによる身近な緑とふれあう機会の創出に基づく施策

■ 主な成果

< 緑と水のネットワーク化に向けた取組を推進 >

- みどり軸、みどり拠点を結ぶ緑と水のネットワークを形成するため、地域に残された身近な緑の保全、身近な公園の確保、及び農地保全等の取組を進めました。
- 緑豊かな住み良いまちを形成するため、地域緑化推進地区の認定を推進しました。地域緑化推進地区は、平成18（2006）年度の1地区から、平成28（2016）年度までに22地区に拡大し、河川や街路樹とともに、市内の緑と水のネットワーク形成の一翼を担っています。
- 地区計画や、都市緑地法に基づく緑地協定において、緑豊かな市街地が形成されています。

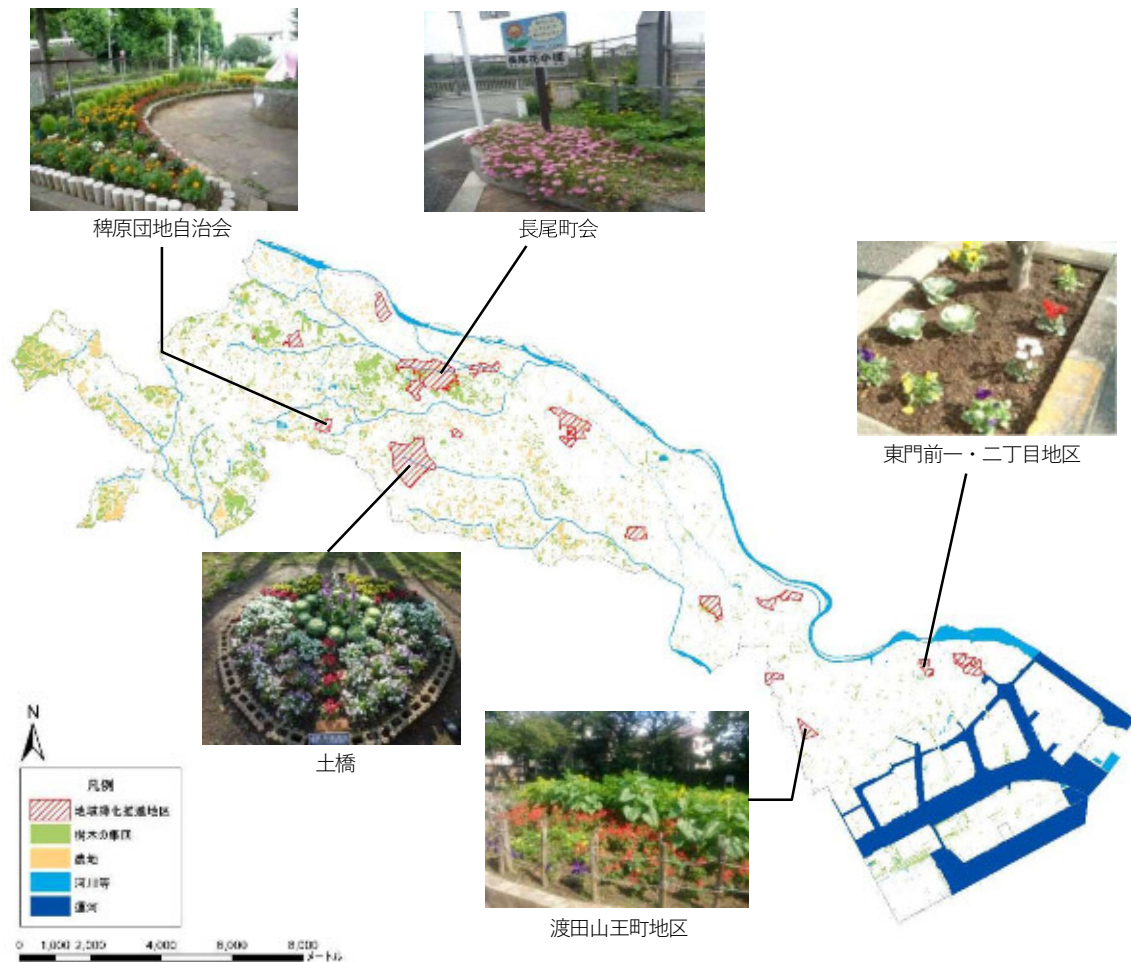


図 1-16 地域緑化推進地区の分布

<河川環境整備や街路樹整備を推進>

- 緑と水のネットワークとして重要な役割を果たす河川(平瀬川支川、渋川等)においては、環境整備を行い、うるおいのある水辺環境の創造と自然環境に配慮した川づくりを進めてきました。
- 街路樹やグリーンベルトについては、新設街路等における拡充を図り、平成28(2016)年度末時点で街路樹の植栽延長は約229.4km、植栽本数は約4万2千本に達し、平成18(2006)年度に対しそれぞれ約8km、約1千本増加しました。グリーンベルトの植栽面積は約16万㎡、植栽株数は約102万株に達し、それぞれ約6千㎡、約3万3千株増加しました。

<事業所や共同住宅等の緑化の促進>

- 民有地の緑化については、緑の条例に基づく「緑化協議」による緑化面積が平成28(2016)年度末には約443haに達し、さらに、臨海部の事業所緑化面積は平成28(2016)年度末には約130haに達しています。また、川崎駅周辺や小杉地区などの都市拠点においては、総合設計制度を活用した質の高い緑とオープンスペースの形成が進みました。

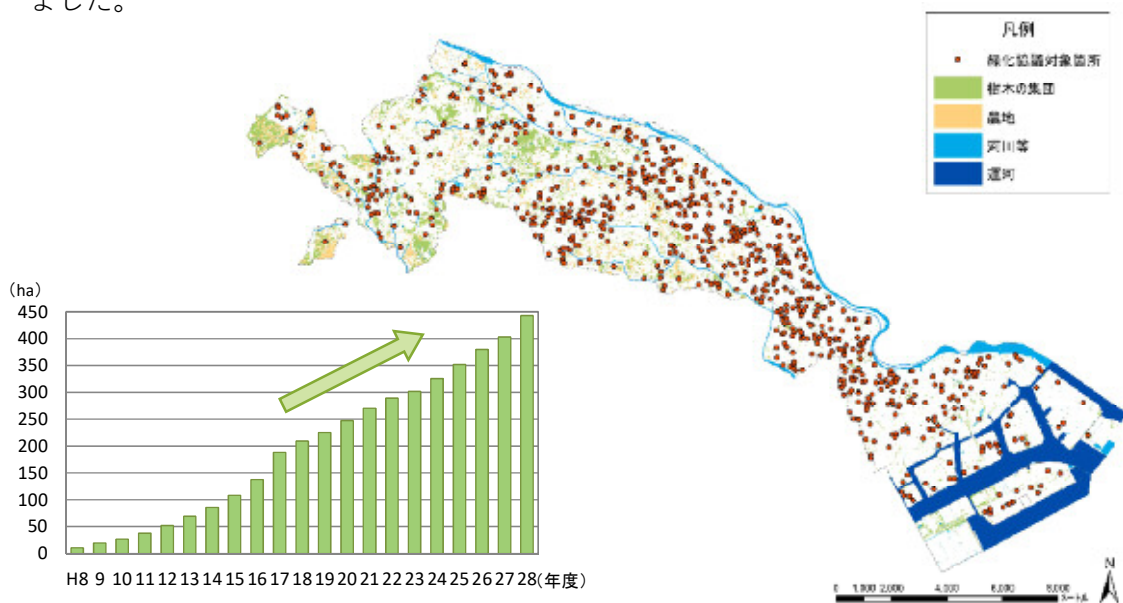


図 1-17 緑化協議の実績

<地域に残された身近な緑の保全を推進>

- 地域に残された身近な緑については、保存樹木、まちの樹、保存樹林及び保存生垣の所有者と協力して保全を図ってきました。
- 保存樹林については、平成18(2006)年度から平成28(2016)年度までに、指定面積が約1,200㎡増加しました。保存樹木、まちの樹及び保存生垣については、指定本数・箇所数が減少する中で、指定の普及啓発に努めました。

表 1-5 保存樹林の指定状況

	平成18(2006)年度	平成28(2016)年度
保存樹林	45,071㎡	46,279㎡

<農地の保全と市民の農への理解を深める取組を推進>

- 本市では、平成29（2017）年1月1日現在で、農地面積約573haのうち、市街化区域内農地が約398ha（約69％）と非常に高い割合を占めています。
- 市街化区域内農地は、農産物を供給する機能に加え、防災、良好な景観の形成、緑・農とのふれあいや体験の場の提供など、多面的な機能を果たしており、生産緑地地区の指定により保全を進めました。平成29（2017）年1月1日現在で、生産緑地地区の箇所数、面積は、1,783箇所、279.0haであり、市街化区域内農地の約70％が生産緑地地区に指定されています。
- 市民農園や体験型農園の支援等を通じて、市民と農とのふれあいの場の形成を進めるとともに、農業や農産物に対する理解を深める取組を進めてきました。
- 市街化調整区域内の農地面積は、平成29（2017）年1月1日現在で約175haであり、農地法に基づき農地以外への転用に許可を要することなどから、一定の保全が図られています。
- 市内の農地面積は減少しているものの、近年は鈍化傾向にあり、平成20（2008）年にJ Aセレサ川崎が麻生区黒川に開設した大型農産物直売所「セレサモス」の影響等により、地域農業者の営農意欲が向上するとともに、農業振興地域等では遊休農地が減少しています。

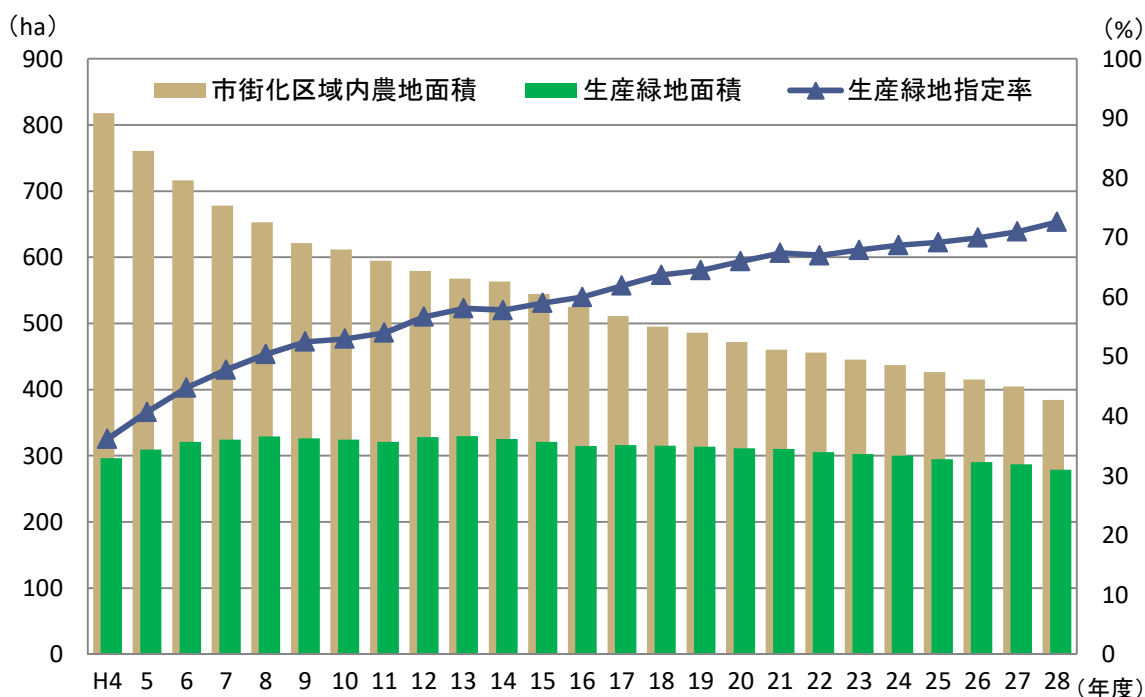


図 1-18 生産緑地面積等の推移

<公園の整備面積は776haに増加>

- 公園や港湾緑地については、整備と維持管理を進めました。整備状況は、平成28（2016）年度末現在、1,257箇所、約776haです。
- 少子高齢化の進行などを背景とした公園へのニーズの変化や施設の老朽化に対応し、地域のニーズに合った公園づくりを進めるため、市民参加による改修の取組を進めました。

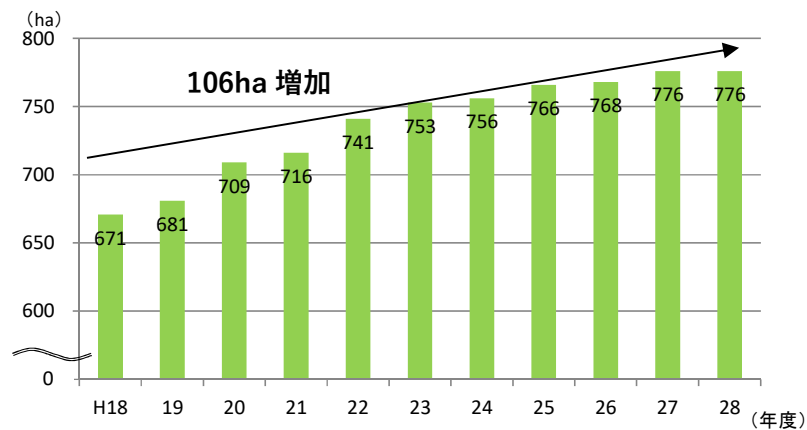


図 1-19 公園面積の推移

■課題

これまでの水辺空間や公園、街路樹緑化等の創出を踏まえ、緑と水のネットワークに向けた今後の課題は次の内容が挙げられます。

- ①地域緑化推進地区の認定、河川環境整備、街路緑化等を通じて、緑と水のネットワーク形成は進んでいるものの、市民意識では生活空間に身近な緑を求める傾向が強まっており、法に基づく取組、地域緑化に関する助成制度、及び身近な緑の保全制度等の普及により、街中の緑の保全・創出や河川流域周辺の緑化等を進め、緑と水のネットワークを更に拡充していくことが必要
- ②都市環境の向上には、緑と水が持つ環境機能が重要な役割を果たすため、身近な公園、街路樹及び河川等の協働による維持管理の充実により、生物多様性の保全や地球温暖化対策に資する緑と水の健全な育成が必要
- ③地域によっては歩いて行ける公園が不足していることから、身近な公園の適正確保に向けた取組が必要
- ④減少傾向が続く市街化区域内農地について、生産緑地地区の指定等により保全に努めるとともに、農に関する多様な主体の連携により、農業者が営農を継続できるような支援を進めることが必要
- ⑤農に親しみたい市民のニーズに応えた活用を進め、農地の保全に対する市民の理解の醸成を更に進めていくことが必要

⑤かわさき緑の市民文化の育みと地球環境都市への飛躍に基づく施策

■主な成果

<多種多様な市民文化の育みに関する取組を推進>

- 緑の保全や緑化推進に関わるグループの交流を深めるため、「花と緑の交流会」や「緑の活動団体交流サロン」等を開催してきました。
- 市制100周年を迎える平成36（2024）年までに、市民・民間企業・行政の協働により市域に100万本の植樹を目指す「市民100万本植樹運動」を中心に、緑の市民文化を育み、市民と緑とのふれあいを推進しました。
- 夢見ヶ崎公園やふれあい動物園等において、生き物とふれあう体験型学習を推進しました。
- 緑の人材バンク等によるボランティア人材の発掘、「花と緑のまちづくり講座」による地域の緑化活動のリーダー育成などにより、緑に関する人材の発掘・育成を推進しました。

【緑に関する人材の発掘・育成の主な取組】

<ul style="list-style-type: none"> ・わがまち花と緑のコンクール ・かわさきガーデナーの会（～平成22年度） ・里山ボランティア育成講座 ・花フェスタ ・花と緑の交流会 ・緑の活動団体交流サロン 	<ul style="list-style-type: none"> ・かわさきガーデナー認定事業（～平成22年度） ・花と緑のまちづくり講座 ・花壇ボランティア実践講座 ・緑の活動団体登録 ・鉢植え講習会 ・緑の人材バンク
--	--



花と緑の交流会



緑の活動団体交流サロン



植樹祭（市民100万本植樹運動）



花と緑のまちづくり講座

市民文化の育みに関する取組実績例

■課題

多種多様な取組が推進されている一方で、緑の市民文化の醸成に向けた今後の課題は次の内容が挙げられます。

- ①多様な地域において活動する緑に携わる人材の更なる交流の場づくりが必要
- ②地域のボランティアリーダーなど更なる人材育成が必要
- ③社寺林・まちの樹などの歴史や文化、農地の多面的機能、及び環境配慮の重要性等、緑の機能や環境問題を身近なものとして捉え、理解の促進を図るための情報発信、環境教育等が必要
- ④緑を通じて地域への愛着や誇り（プライド オブ プレイス）を高めていくことが必要

緑の取組コラム

【事業所緑化】

市街地の中に事業所の敷地の占める割合が大きい本市にとって、事業所の緑は地域緑化の推進に大きな役割を果たしています。さまざまな樹種が植栽された事業所の緑は、地域住民や通行人にうるおいを与えるだけでなく、実のなる木や花の咲く木を求める野鳥や昆虫など生き物の生息地としても貢献しています。

昭和47（1972）年以降、緑豊かなまちづくりを進めるために市内事業所と緑化の推進に関する協定を締結し、また平成17（2005）年から事業所敷地内の緑化率向上のために「川崎市みどりの事業所推進協議会」を設置し、情報交換や施設見学会、講演会を開催する等、緑化を推進するためのさまざまな支援を実施しています。

事業所緑化については、当初、緑化面積約38.4ha、緑化率約3.6%でスタートしましたが、協議会に参加している事業所での積極的な取組によって、平成28（2016）年度末には、緑化面積は約155ha、緑化率は約10.9%に達しています。



緑の取組コラム

【地球環境への貢献】

近年、本市などの都市化された地域では、地球温暖化の影響や、コンクリートやアスファルトで地表面が覆われることなどを原因としたヒートアイランド現象により、気温が上昇しています。

緑は、その周辺へ冷気をにじみ出す効果があります。このため、緑の保全や創出を進めることで、気温上昇の影響を和らげる効果が期待できます。また、屋上緑化や壁面緑化は、周囲の気温上昇を抑える効果とともに、日光を遮断することで室内の温度上昇を抑えることができます。

緑の効果により気温上昇の影響を和らげることは、気候変動への適応策として有効です。そして、夏期エアコン使用の抑制につながることで、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量削減（緩和策）にも貢献します。



高津区役所の緑のカーテン

緑の取組コラム

【市民 100 万本植樹運動事業】

ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上などに向けて、平成17（2005）年度に「市民による10万本植樹」を提案し、1年1万本の10年計画で市民、企業及び行政がグラウンドワークにより植樹を実施してきました。

平成22（2010）年度には全国植樹祭が神奈川県で開催され、本市においても生田緑地をサテライト会場として植樹祭を開催しました。これを契機として、これまでの10万本植樹を「市民100万本植樹運動」として再スタートし、市制施行100周年にあたる平成36（2024）年までに100万本の植樹を目指しています。

毎年10月の都市緑化月間中には、植樹祭を開催し、会場周辺の住民、学生及び企業等にご参加していただき、植樹を行っています。多様な主体による緑化の取組により平成29（2017）年3月までに約80万9千本の樹木を植樹しています。



(2) 施策目標の検証

平成20(2008)年3月改定の川崎市緑の基本計画では、「行政が主体的に取り組む緑のインフラの保全と創出」、「市民・事業者等が主体的に取り組む地域緑化の促進」、「水辺地空間の維持」により、約4,400ha(市域面積の約30%)の緑をさまざまな施策により保全、創出及び育成するとともに、「緑を支える人材の育成」を目標として設定しました。

このうち、緑の施策量に関しては、樹林地の保全、公園緑地の整備、地域緑化等の進展により、平成28(2016)年度末現在の実績として、約4,319ha(市域面積の約29.9%、進捗率約98.2%)の施策を進めました。

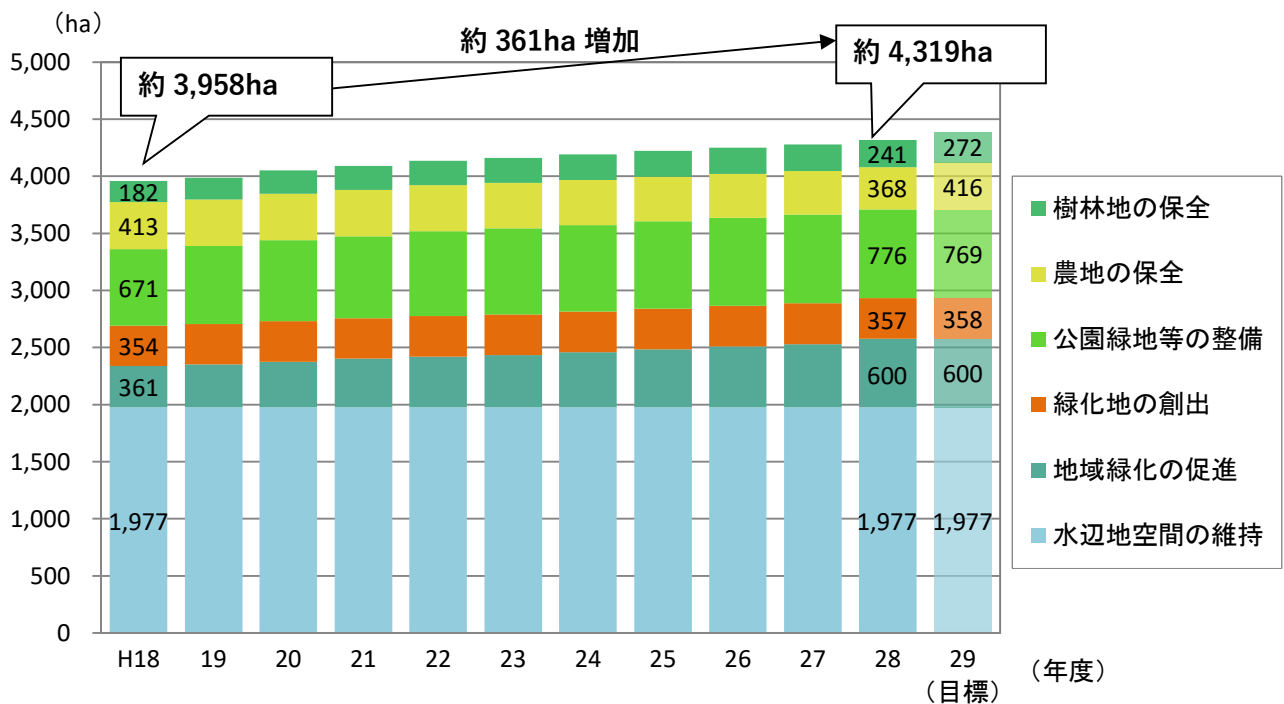
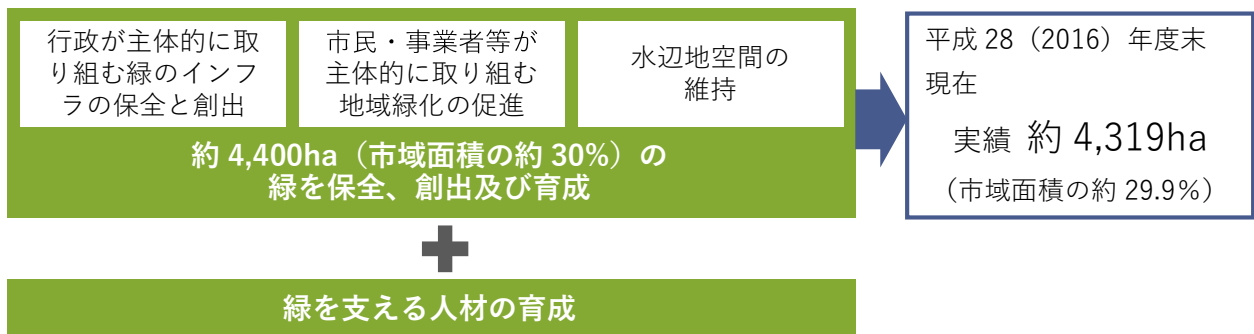


図 1-20 緑の保全、創出及び育成施策の実績

次に、それぞれの施策目標の達成状況を示します。

①行政が主体的に取り組む緑のインフラの保全と創出

樹林地の保全、農地の保全、公園緑地等の整備、緑化地の創出により、約200haの緑のインフラの確保を計画期間内の目標としました。特別緑地保全地区の指定等による樹林地の保全や公園緑地等の整備により、平成18(2006)年度から平成28(2016)年度末までに約120haの緑のインフラが確保されました。

緑のインフラの各要素における10年間の結果について、樹林地の保全面積は、緑地総合評価に基づく樹林地の保全の取組等を通じて、59ha拡大しました^{*}。農地の保全面積は、生産緑地地区の指定が進む一方で、地区指定の解除及び開発等による農地の減少が続いており、45ha減少しました。公園緑地等の整備面積は、都市公園等の整備を着実に進めたことにより、105ha拡大しました。公共施設緑化、学校緑化、及び街路樹等の緑化面積は、3ha拡大しました。

行政が主体的に取り組む緑のインフラの保全と創出については、樹林地の保全及び公園緑地等の整備が一定程度進んだものの、農地の保全面積は減少傾向にあります。今後もこれらの緑の保全、創出及び育成を推進する必要があります。

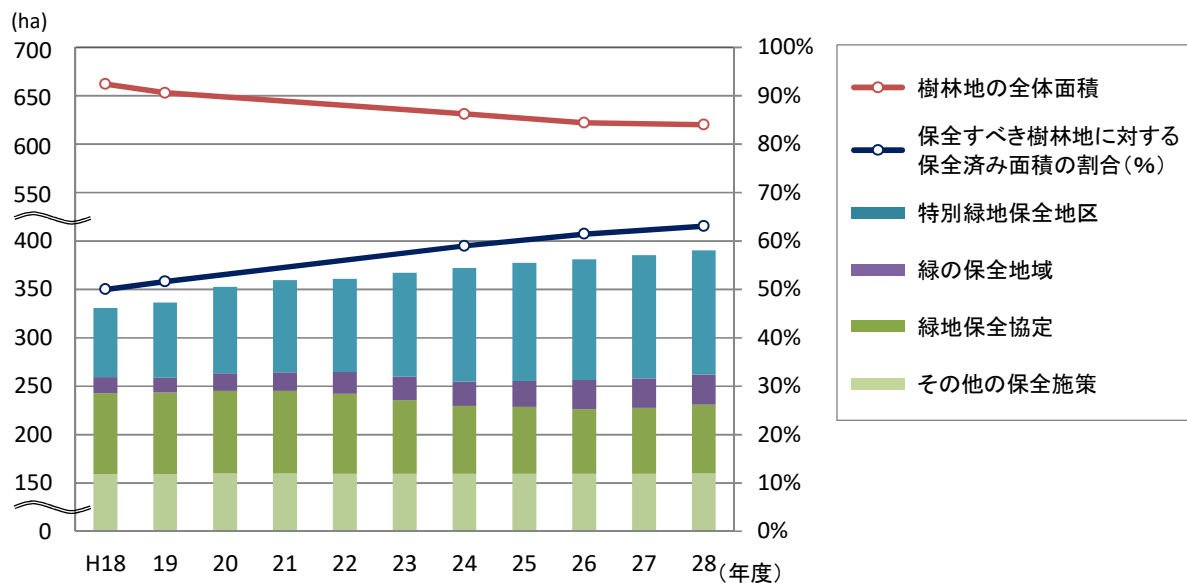


図 1-21 樹林地の全体量と保全面積の推移

^{*}公園として指定することにより確保した樹林地等は含まない

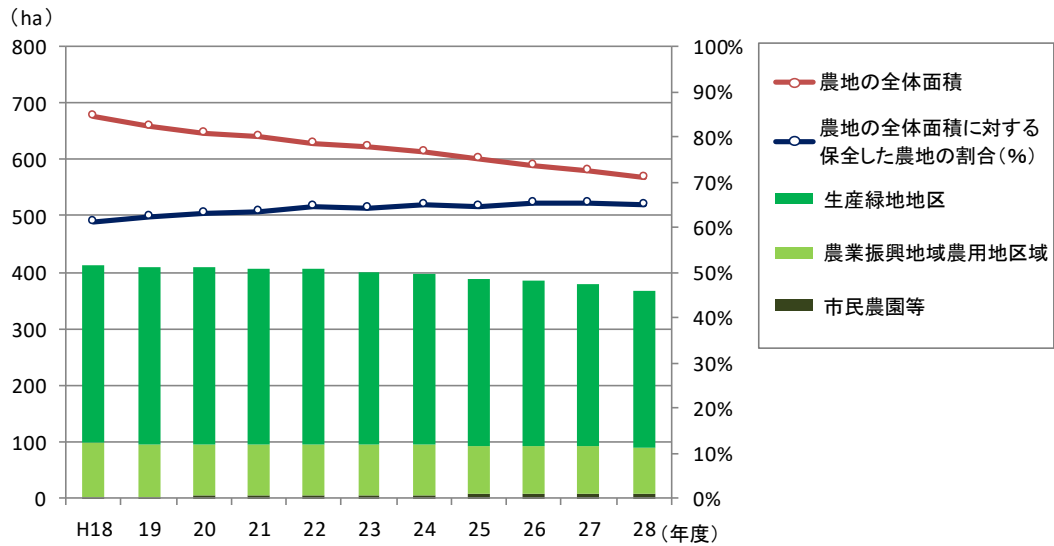


図 1-22 農地の全体量と保全面積の推移

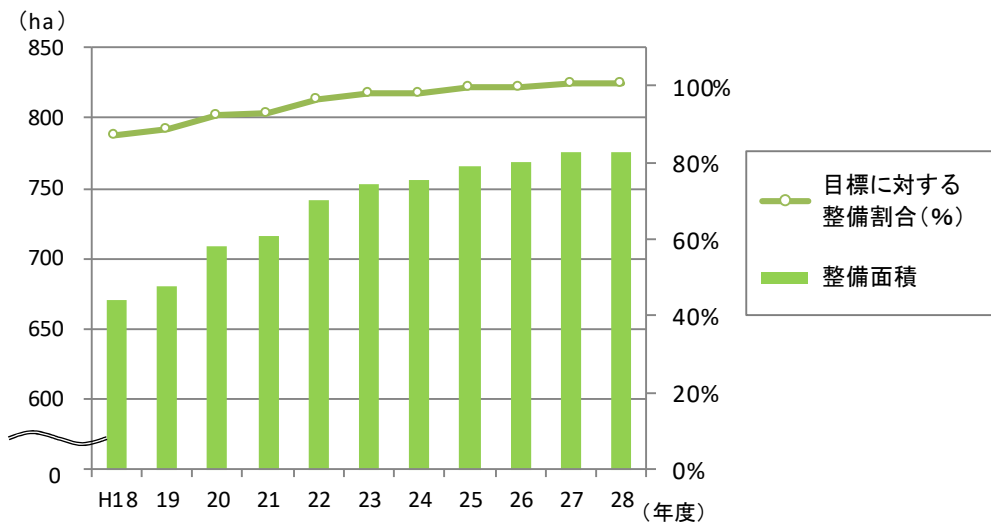


図 1-23 公園整備面積の推移

②市民・事業者等が主体的に取り組む地域緑化の促進

緑化推進重点地区については、9地区の指定を目標としており、平成26（2014）年度末までに7地区の指定を行いました。平成27（2015）年度末には臨海部の候補地2地区を統合の上、産業道路から海側部分全体を川崎臨海地区緑化推進重点地区に指定したことで、現行計画が目標とした候補地すべてを緑化推進重点地区に指定しました。地域緑化推進地区は、平成18（2006）年度に1地区であったものが、22地区に拡大しています。また、市民、事業所、行政の3者による協働で臨海部の緑化を進めていくための計画として、『『かわさき臨海のもりづくり』緑化推進計画』を平成24（2012）年6月に策定しました。

一方、都市緑地法第34条に基づく緑化地域制度については、地区指定の検討を進めてきましたが、緑の質を重視した「川崎市緑化指針」に基づく緑化の指導を行っていることから、当面は引き続き現行制度による地域緑化を促進します。また、緑地協定は追加指定に至っていません。

川崎市みどりの事業所の推進に関する協定の締結については、工場の市外移転や統合等を背景に締結事業所数は平成18（2006）年度から減少しましたが、緑化面積については、約152haから平成28（2016）年度末には約155haへと増加しました。緑化関係制度による助言・指導については、一定規模以上の共同住宅、事業所及び公共・公益施設における質の高い緑化を誘導してきたほか、「川崎市特定工場緑地整備基本方針」の適切な運用により、一定規模以上の工場における工場緑化の誘導に努めました。

以上の取組の実施により、現行計画策定時に約370haの存在が推計された民有地の緑は、平成28（2016）年度末には約600haに増加しています。

市民へのアンケート調査においては、近年、街中の身近な緑を求める声が寄せられており、市民・事業所が主体的に取り組む地域緑化を引き続き促進していくことが求められています。

表 1-6 市民・事業者等が主体的に取り組む地域緑化の促進に関する実績

主な取組	平成18（2006） 年度 <当初>	平成28（2016） 年度 <現況>	平成29（2017） 年度 <目標>
緑化推進重点地区	3地区	8地区※	9地区
地域緑化推進地区	1地区	22地区	緑化計画認定の促進
臨海部地区別緑化計画の作成	-	計画策定 緑化促進	計画づくりと 緑化促進
緑化地域	0地区	未指定	地区指定の推進
緑地協定	1地区	1地区	協定締結の促進
事業所との緑化協定の締結推進	74事業所	67事業所	協定締結の推進
緑化関係制度による助言・指導	緑化指針、工場立地法等による助言・指導の推進		
緑化助成制度	制度の普及促進		

※目標9地区の候補区域を全て指定済み

③水辺地空間の維持

河川及び運河等の水辺地空間については、有効に活用することにより、良好な環境を維持することを目標としており、自然的環境資源を活かした水辺に親しむ体験学習や環境学習により活用を推進しています。

④緑を支える人材の育成

緑の保全ボランティア、保全緑地育成市民グループ、管理運営協議会が平成28（2016）年度末までに倍増する等、緑を支える人材が増加しています。かわさきガーデナーの認定については、花と緑に精通した人材の育成が図られたことから、平成22（2010）年度に事業を終了し、認定者は各種の講座修了者を登録する「緑の人材バンク」に引き継がれました。

また、企業・教育機関等と協力して里山の保全管理を行う「かわさき里山コラボ」、大学と連携して里山保全に関する調査研究を行う「大学連携」など、新たな協働の取組も始まっています。

しかしながら、活動団体へのアンケート調査の結果から、担い手の高齢化や後継者不足などの課題が明らかになり、新たな協働の担い手の参加促進等の対策が求められています。

表 1-7 緑を支える人材育成に関する実績

主な取組	平成 18 (2006) 年度 <当初値>	平成 28 (2016) 年度 <現況値>	平成 29 (2017) 年度 <目標値>
緑の保全ボランティアの育成 (里山講座の受講者数)	261 人	560 人	800 人
かわさきガーデナーの認定	132 人	—	500 人
保全緑地育成市民グループの 立ち上げ(保全管理計画作成地区)	11 団体	28 団体	27 団体
緑の活動団体の登録促進	207 団体	254 団体	320 団体
管理運営協議会の発足	210 公園	541 公園	1,000 公園
公園緑地愛護会の発足	535 公園	340 公園	—
街路樹愛護会の発足	1,124 ブロック	1,186 ブロック	—
市民健康の森	7 地区	7 地区	—
かわさき里山コラボ	—	4 地区・6 団体	—
大学連携	—	3 大学	—
水辺の楽校	2 地区	3 地区	—
河川愛護ボランティア	—	8 団体	

※かわさきガーデナーの認定は平成 22(2010)年度に事業を終了し、各種の講座修了者を登録する「緑の人材バンク」に引き継がれています。なお、平成 29(2017)年 4 月 1 日現在の緑の人材バンク登録者数は 232 人です。

4 緑に関連する社会情勢等

(1) 社会情勢と課題

① 自然災害への対応

平成7（1995）年に発生した阪神・淡路大震災や平成23（2011）年に発生した東日本大震災、さらに平成28（2016）年4月に発生した熊本地震などから、都市における公園・オープンスペースが発揮する防災面の役割や、暮らしの安心・安全への期待が増大しています。

国では、大規模災害発生時において、迅速な救助への着手を可能とし、また、住民の安全確保を図るため、防災拠点・避難地等となる都市公園の確保や機能の強化を推進しています。

本市においても、自然災害（大規模な地震災害、集中豪雨などによる浸水リスク等）に対する防災・減災も重要な課題となっています。とりわけ、今後30年間に約70%の確率で発生するとされている「東海地震、東南海・南海地震」や、「首都直下地震」については、甚大な被害が想定されており、過去の震災の教訓を踏まえた対応が求められています。



東日本大震災時の公園利用

② 人口減少・少子高齢化社会の進行と市民生活の多様化

本市は平成32（2020）年には超高齢社会を迎えると想定され、地域包括ケアシステムにおける自助・互助・共助・公助の取組により、誰もが住み慣れた地域で安心して元気に暮らし続けることができるような仕組み作りが求められています。公園においては、少子高齢化に対応した公園の利活用や、活動主体の後継者不足に伴う新たな協働の担い手の参加促進等の対策が必要となっています。

国では、人口減少・少子高齢化の進行に対応し、子育て世代が住みやすい生活環境づくり、高齢者の健康増進に寄与する取組を推進するため、地域のニーズを踏まえた公園の新たな利活用、効率的・効果的な都市公園の整備や再編を推進しています。

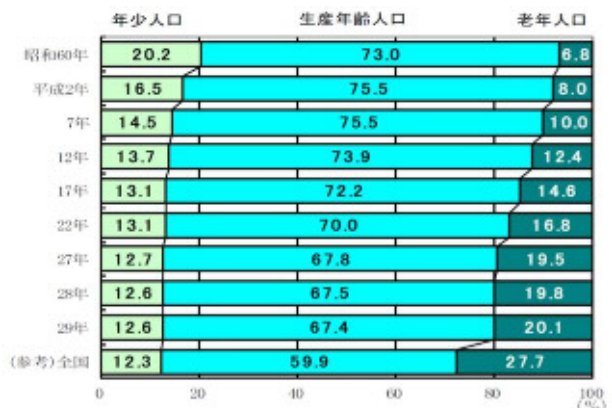


図 1-24 川崎市における人口構成の推移
(出典：川崎市年齢別人口－平成29年10月1日現在－)

加えて、ライフスタイルの多様化により、安全性や利便性の向上などに関する多岐にわたる市民ニーズへの確に対応するためには、地域課題を適切に把握し、市民と行政の協働による取組の仕組み作りを一層推進していくことが求められています。

③地球環境問題への取組

○気候変動への対応

平成27（2015）年11月に「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定され、気候変動の影響への備えとして、適応策の取組が本格化しています。

【適応策の例】

渇水対策、治水対策・洪水危機管理
熱中症予防・感染症対策、生態系の保全 等

また、平成27（2015）年末の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、平成32（2020）年以降の温室効果ガス削減に向けた新たな国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。

これを受け、国は平成28（2016）年5月に「地球温暖化対策計画」を策定しました。その中で、吸収源対策及びヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化の観点から、樹林地や農地の保全、緑と水のネットワーク形成等の必要性が示されています。

○生物多様性の保全

平成22（2010）年に開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）では「愛知目標」が採択され、生物多様性の損失を止めるための行動が求められています。

また、国では、緑の基本計画に生物多様性確保の視点を反映するため、平成23（2011）年に都市緑地法運用指針を改正し、緑の基本計画に基づく生き物の生息・生育空間として重要な緑、水辺空間の保全と創出が重要となっています。

④社会インフラの老朽化

平成28（2016）年度国土交通白書において、我が国が直面する課題として「加速するインフラ老朽化」が指摘されています。高度経済成長期以降に集中的に整備された社会資本の老朽化が急速に進んでおり、既存の社会資本の安全確保が求められます。

また、社会資本の老朽化に伴い、維持管理費・更新費の増加が見込まれることから、維持管理・更新に係るトータルコストの縮減・平準化が必要となっています。

⑤産業の構造転換

産業の世界規模の情勢として、地球規模の温暖化対策とエネルギーシフト、IoT（モノのインターネット）・AI（人工知能）などの産業革命や技術革新といった潮流が起こり、国内でも重化学工業の市場縮小や、CO₂排出量の削減に向けた全国的な取組などが進んでいます。

本市の大規模産業拠点である臨海部においても、1950年代に埋立事業及び企業誘致が進展して以降、日本最大級のコンビナートとして日本の高度経済成長を牽引してきましたが、その後の企業のグローバル化・国際的な分業化の進展をきっかけとした産業の空洞化を経験し、現在では、ライフサイエンス・環境分野における世界最高水準の研究開発から新産業を創出する国際戦略拠点「キングスカイフロント」が形成されるなど、新たな成長産業の芽が生まれつつあります。今後は、更に進む産業の構造転換を踏まえ、産業と環境が高度に調和する土地利用の誘導を重要な課題の一つとして捉える必要があり、産業の強みを活かした新しい価値の創出や、市民が親しみ憩える良質な緑地の創出等が期待されています。

⑥都市機能の集積・更新による市内まちづくりの推進

本市はこれまで、近隣都市と適切に役割を分担しながら、広域的視点を踏まえた各拠点の魅力の創出をめざす広域調和型のまちづくりと、市内各地域の自立と連携をめざす地域連携型のまちづくりをバランスよく進める「広域調和・地域連携型」都市構造をめざしてまちづくりを推進してきました。そして、本市の特性である鉄道利便性の高さを活かした取組により、主要なターミナル駅を中心に多様な都市機能の集積や交通利便性の高い地区が形成されています。

グローバル化が急速に進展する中で首都圏の好位置に立地する「川崎駅周辺地区」、「小杉駅周辺地区」、「新百合ヶ丘周辺地区」においては、鉄道や道路などの恵まれた都市基盤を有する本市の強みを最大限に活かすとともに、民間活力の導入による時代の変化に応じた都市機能の集積や更新を進め、魅力にあふれた広域拠点の形成を目指しています。

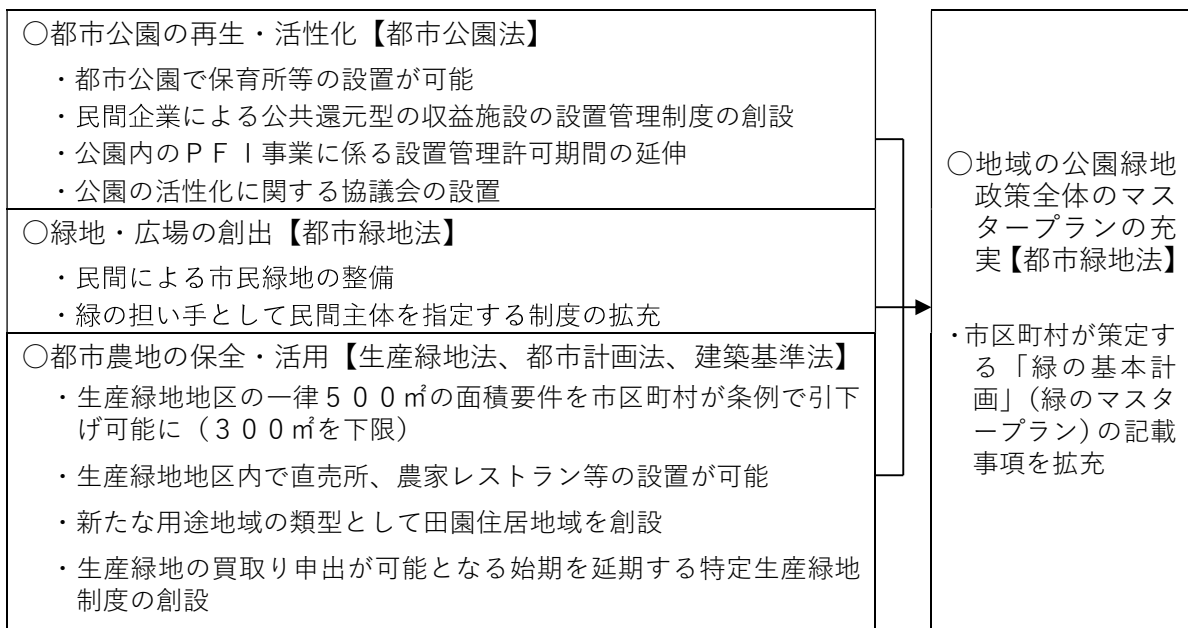
(2) 国等の施策

平成20（2008）年に川崎市緑の基本計画を改定して以降、社会情勢の変化により、国等において次の施策などが制定、展開されています。

- 第四次環境基本計画 : 平成24（2012）年4月
- 生物多様性国家戦略2012－2020 : 平成24（2012）年9月
- ヒートアイランド対策大綱 : 平成25（2013）年5月
- 都市農業振興基本法 : 平成27（2015）年4月
- 第4次社会資本整備重点計画 : 平成27（2015）年9月
- 気候変動への適応計画 : 平成27（2015）年11月
- かながわ生物多様性計画 : 平成28（2016）年3月
- 地球温暖化対策計画 : 平成28（2016）年5月
- 都市農業振興基本計画 : 平成28（2016）年5月
- 「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終とりまとめ : 平成28（2016）年5月
- 都市緑地法等の一部を改正する法律 : 平成29（2017）年6月

この中でも、『「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終とりまとめ』では、緑とオープンスペースの効用を最大限に引き出すため、今後の政策において重視すべき観点として、「ストック効果をより高める」「民との連携を加速する」「都市公園を一層柔軟に使いこなす」の3点が示され、公園の活用に向けたマネジメントの必要性が高まっています。

また、都市緑地法等の一部を改正する法律では、まちづくりに欠かせない多面的な役割を担う公園等のオープンスペースについて、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくため、次の方針及び施策の推進に向けて、関係法令を一括して改正しています。



川崎市緑の基本計画は、上記のような国等の施策と整合を図る必要があります。

(3) 川崎市の関連計画

本市においても、平成20（2008）年に川崎市緑の基本計画を改定して以降、複数の上位計画、関連計画を策定・改定しています。川崎市緑の基本計画は、次に示す上位計画、関連計画と整合を図る必要があります。

①川崎市総合計画

平成28（2016）年3月に策定した川崎市総合計画は、成長と成熟が調和し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざし、「安心のふるさとづくり（成熟）」と「力強い産業都市づくり（成長）」の調和により、市政をバランスよく進めていくことを趣旨としており、5つの基本政策を掲げています。基本政策のそれぞれにおいて、緑の基本計画に関連する内容を網羅的に示しています。

<川崎市総合計画の基本政策>

- 1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり
- 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり
- 3 市民生活を豊かにする環境づくり
- 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり
- 5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

②都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（整開保）

広域的・根幹的な都市計画に関する基本的な方針を定めた都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（整開保）は、平成29（2017）年3月に変更及び決定を告示し、緑に関連する分野として、土地利用や自然環境の整備・保全に関する主要の都市計画の決定の方針等を示しています。

③川崎市都市計画マスタープラン全体構想

平成29（2017）年3月に改定した川崎市都市計画マスタープラン全体構想は、市の都市計画に関する基本的な方針として定めたものであり、土地利用、都市環境及び都市防災の分野において緑に関連する方針を示しているため、具体的な都市計画は、この都市計画マスタープランに則して定めることとなっています。

④川崎市地域防災計画

東日本大震災を踏まえた地域防災の対策を反映するため、平成25（2013）年3月に「川崎市地域防災計画」を改定しました。

防災都市づくりの基本として、市民の生命と暮らしを守るため、市街地の耐震・不燃化、そ

して緑地、水辺などの空間や、安全な施設にともなわれた都市生活環境の整備を進めていくことの重要性を示しており、市民、民間企業等の防災意識の高揚をはじめ、避難空地・避難道路の確保等による災害に強い都市構造の形成、崖崩れによる被害の防止等を進め、防災・減災のまちづくりを強化する方向性を示しています。

また、公園緑地については、オープンスペースを確保するとともに、広域避難場所に指定されている場合には再整備等にあたって防災機能の向上に努めるものと示しています。

⑤川崎市防災都市づくり基本計画

近年の大雨、土砂災害などの頻発や、今後30年以内に発生する大地震への緊迫性の高まりを受け、中長期的な視点による減災のための予防対策と、質の高い早期の都市復興対策への基本的な考え方を示すものとして、平成27（2015）年3月に「川崎市防災都市づくり基本計画」を策定しました。

火災の被害を最小にとどめる都市づくり、安全に避難できる都市づくり、地盤被害を軽減する都市づくり、自助・共助により被害を軽減する都市づくり等を基本方針に掲げており、全市的な重点施策の一つに公園緑地の整備推進を位置づけています。

⑥川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン

平成27（2015）年3月に「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による 誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念に掲げ、対策を推進しています。

高齢期となっても、近隣住民との交流や活動への参加を通じて地域へ貢献することや、ボランティア等の自発的な活動を行うことは、自立した生活や尊厳の保持につながり、地域全体の満足度の向上に期待できる取組です。緑に関する地域活動やボランティアは、市民にとって身近なテーマであることから、地域包括ケアシステムの推進に資する取組と考えます。

⑦かわさきパラムーブメント推進ビジョン

少子高齢化、人口減少社会へ向かう将来において、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていくため、平成28（2016）年3月に「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」を策定しました。かわさきパラムーブメントの方向性の一つに「先進的な課題解決モデルの発信」を位置づけ、環境先進都市としての特徴と強みを活かした国際社会への貢献を目指すグリーンイノベーションや、環境配慮型社会の実現に向けた情報発信等、地球環境問題の解決に寄与する取組を推進しています。

⑧生物多様性かわさき戦略

平成26（2014）年3月に策定した「生物多様性かわさき戦略 ～人と生き物 つながりプラン～」では、「人と生き物との“つながり”」に主眼を置いており、生き物の視点から緑や水等の自然環境を守り、つなげて質を高め、更に創り出していくことで、人・生き物にやさしいまちづくりに取り組むことを基本方針の一つに位置づけています。

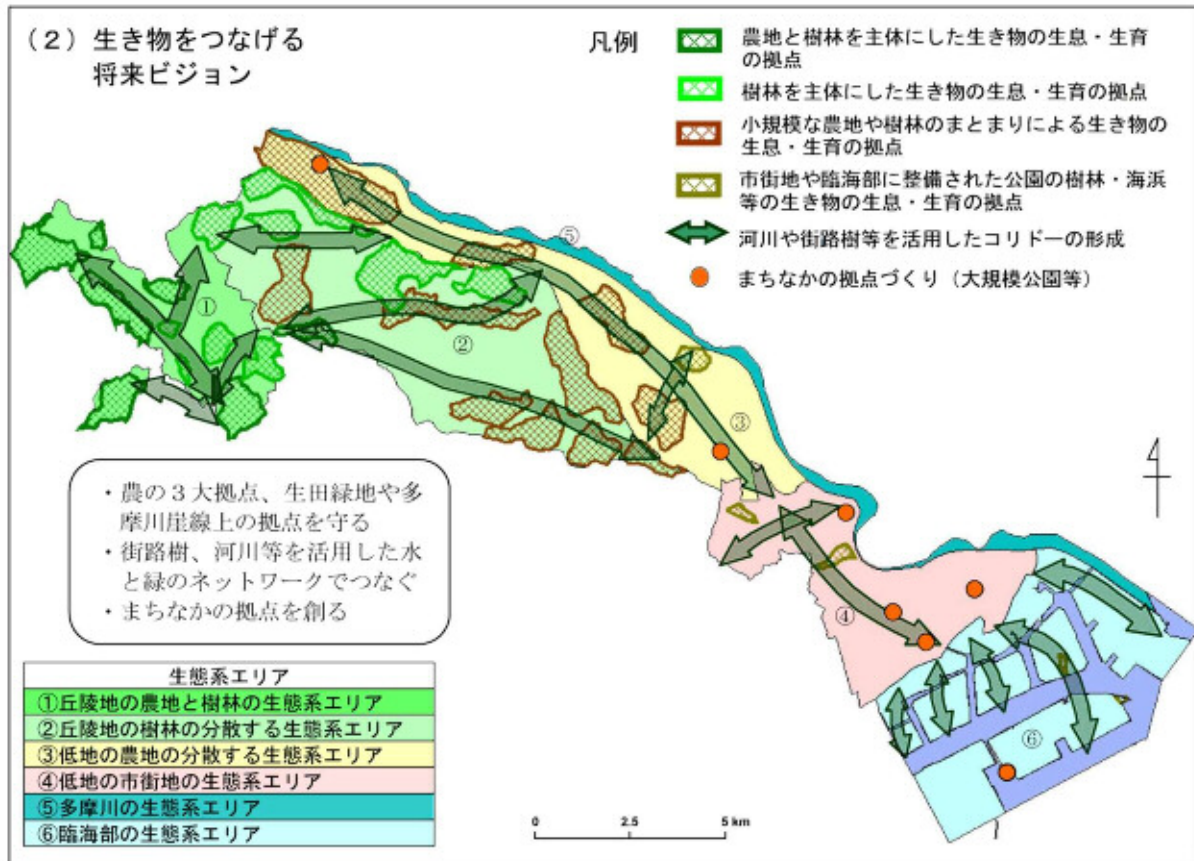


図 1-25 生物多様性かわさき戦略の人と生き物をつなげる将来ビジョン

⑨川崎市地球温暖化対策推進基本計画

今後、地球温暖化が進行すると、気候変動により、自然及び人間社会に深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響が生じる可能性が高まるとされており、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」や、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対する「適応策」が喫緊の課題となっています。このため、平成27（2015）年12月の「パリ協定」の採択や、平成28（2016）年5月の国の「地球温暖化対策計画」の策定などを踏まえ、平成30（2018）年3月に「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を改定しました。この計画では、「マルチベネフィットの地球温暖化対策等により低炭素社会を構築」の基本理念のもと、経済・社会的側面にも関わるまちづくりの諸課題の解決に資する、地域における地球温暖化対策等の取組の必要性を示しています。

この中で、二酸化炭素の吸収源としての役割とともに、ヒートアイランド対策を含めた暑熱対策の取組として、緑地の保全、緑化等の推進を位置づけています。

⑩川崎市農業振興計画

昨今の国による農業改革や、本市の農業の新たな課題や期待へ対応するために、平成28（2016）年2月に「川崎市農業振興計画」を策定しました。農業振興計画は、「次世代に引継ぐかわさきの『農業』～『農』を育て・創り、活かし・繋ぐ～」を基本目標とし、担い手・後継者の育成、生産性・安全性等の向上を図る技術支援、及び多様な主体との連携による付加価値

向上等の取組により、都市的立地を活かした健全な農業経営を推進、創造するとともに、「食」の供給のみならず、景観の保全や防災、教育などの多面的な機能を有する農地の保全と活用、そして「農」とのふれあいによる農業への理解促進を図ることも施策の柱とし、取組を推進しています。

⑪川崎市新多摩川プラン

社会情勢や自然環境、市民のニーズを踏まえて、川崎のシンボルである「ふるさとの川・多摩川」の歴史的・文化的資源、そして環境資源を最大限に活かした賑わいの場の創出を目指すため、平成28（2016）年3月に「川崎市新多摩川プラン」を策定しました。新多摩川プランは、「川のふるさとの再生 市民協働による多摩川ライフの創造」を基本理念とし、自然環境・景観の保全、治水整備・防災教育、歴史的資源の活用・環境学習の推進、施設の利便性向上及び流域連携・協働事業の推進により達成すべき基本目標を定めています。

⑫生田緑地ビジョン

平成23（2011）年3月に策定した「生田緑地ビジョン」は、生田緑地の自然環境保全の重要性の高まり等を踏まえ、緑地の保全と利用が好循環する仕組み作りを念頭に、「豊かな自然・文化・人・まちが共に息づき 緑がつなげる持続可能な生田緑地の実現」を基本理念に掲げています。基本方針として、「自然を守り育む」、「施設の魅力を高める」、「効果的・効率的に管理・運営する」、「多様な主体の輪を広げる」、「周辺と協力しあう」、「魅力を発信する」の6つを掲げており、生物多様性の保全や自然とのふれあい、景観形成等のさまざまな視点による取組を推進しています。

⑬臨海部ビジョン

平成30（2018）年3月に策定した「臨海部ビジョン」は、本市の「力強い産業都市づくり」の中心を担う臨海部について、「30年後を見据えた目指すべき将来像」と、その実現に向けた戦略や取組の方向性を示すものです。目指すべき将来像として、「豊かさを実現する産業の躍動」、「魅力的な地域環境の調和」の2つを掲げており、緑に関連する分野としては、多摩川などの恵まれた地域資源の活用や、設備投資の促進と効果的な緑の創出を両立する仕組み作りの検討など、産業と環境の高度な調和を図る必要性を示しています。

⑭かわさき資産マネジメントカルテ

平成26（2014）年3月に策定した「かわさき資産マネジメントカルテ」では、「戦略1：施設の長寿命化」、「戦略2：資産保有の最適化」、「戦略3：財産の有効活用」の3つの戦略を掲げ、公共施設等の計画的な更新・統廃合・長寿命化などの実施や市有財産の有効活用による財源確保等により、財政負担の軽減・平準化への取組方針等を示しています。

⑮その他の関連計画

川崎市緑の基本計画は、次に示す諸計画等とも整合を図る必要があります。

- 川崎市景観計画 : 平成19(2007)年12月策定
- 川崎市環境基本計画 : 平成23(2011)年3月改定
- 川崎市水環境保全計画 : 平成24(2012)年10月策定
- 二ヶ領用水総合基本計画 : 平成25(2013)年3月改定
- 川崎市文化財保護活用計画 : 平成26(2014)年3月策定
- 鶴見川流域水マスタープラン : 平成27(2015)年12月改定
- 川崎市環境教育・学習基本方針 : 平成28(2016)年3月改定
- 川崎市一般廃棄物処理基本計画 : 平成28(2016)年3月策定
- 川崎港緑化基本計画 : 平成28(2016)年9月策定
- 川崎市子ども・若者の未来応援プラン : 平成30(2018)年3月改定
- 川崎市自転車利用基本方針 : 平成30(2018)年3月策定

(4) 市民意見

平成20（2008）年3月改定の川崎市緑の基本計画は、協働を重視し、さまざまな取組を展開してきたことから、計画の改定に向け、これまでの施策展開への市民評価や、今後進めていく必要がある取組などについて、次のとおり市民意見の把握を行いました*。

①活動団体へのアンケート調査

公園・街路樹の維持管理、緑の保全、緑化推進に取り組む関係団体（438団体）を対象に、活動の成果や課題、今後の緑行政に必要な視点の把握等を目的として、平成27（2015）年2月にアンケート調査を実施しました。

②事業所アンケート

川崎市みどりの事業所推進協議会に加盟する事業所を対象に、活動の成果や課題、今後の緑行政に必要な視点の把握等を目的として、平成27（2015）年2月にアンケート調査を実施しました。

③市民意見募集（その1）

これまでの評価できる取組や今後の緑行政に必要な視点など、計画改定の基礎となる市民意見を収集することを目的に、平成27（2015）年4月にインターネット等による意見募集を実施しました。

④かわさき市民アンケート

市民の生活意識や行政に対する意識を明らかにし、市政運営や政策立案の参考とすることを目的として、平成27（2015）年7～8月にかわさき市民アンケートを実施しました。平成17（2005）年11～12月に実施した川崎市民意識実態調査との比較から、緑に対する市民の意識変化がわかります。

⑤かわさきのみどりづくりワークショップ

本市の将来の緑について市民と考えることを目的に、平成27（2015）年8月に「かわさきのみどりづくりワークショップ」と題したワークショップを市内4会場で開催し、合計105名の市民に参加いただきました。いただいた意見は、川崎市環境審議会緑と公園部会（以下、「部会」という。）での審議の参考としました。

⑥子育て世代ヒアリング

子育て世代の緑の活動への参加意向や公園の利用実態等について意見を収集することを目的に、平成27（2015）年11月に子育て世代へのヒアリング調査を実施しました。

*得られた市民意見は参考資料に掲載

⑦市民意見募集（その2）

本市の緑を取り巻く課題について、広く市民意見を収集することを目的に、平成27（2015）年10月、11月にインターネット等による意見募集、活動団体等との意見交換会を実施しました。

⑧市民意見募集（その3）

部会における審議の中間段階にあたる平成28（2016）年1月から4月にかけて、計画改定に関する骨子と方向性を市民に公表し、インターネットによる意見募集、市民意見交換会等を通じた意見募集を実施しました。

⑨改定作業の経過報告会及びインターネットによる意見募集

部会における審議経過を市民に報告するため、平成28（2016）年11月に「『川崎市緑の基本計画』改定作業の経過報告会」を市内3会場で開催するとともに、インターネットによる意見募集を実施しました。

⑩小学生へのアンケート調査

公園や木・花に対する子どもたちの意見を収集することを目的に、平成28（2016）年11月に小学校7校（1区につき1校）の5年生又は6年生の児童を対象にアンケート調査を実施しました。

⑪市民勉強会

改定計画の考え方や今後の取組の方向性に関する市民との意見交換を目的に、平成29（2017）年7月に市民勉強会を実施しました。

⑫パブリックコメント

平成29（2017）年11月24日から32日間のパブリックコメントを実施しました。期間中に1,524件の意見をいただき、計画策定の参考としました。

